

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

予算特別委員会会議録(2) (13.1定)			
日 時	平成13年 3月 8日(木)	開 議	午後 1時00分
		閉 会	午後 5時12分
場 所	第2委員会室		
議 題	付託案件		
出席委員	小林委員長、北野副委員長、横田・松本(光)・中村・斉藤(裕)・古沢・見楚谷・次木・武井・高橋・佐野 各委員		
説 明 員	市長、助役、収入役、教育長、水道局長、総務・企画・財政・経済・市民・福祉・環境・土木・建築都市・港湾・学校教育・社会教育各部長、樽病事務局長、保健所長、消防長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 書 記 記録担当 </div>			

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、横田委員、高橋委員をご指名いたします。

昨日開催されました理事会におきまして、別紙お手元に配付のとおり、審査日程が決定いたしましたことをご報告いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

高階委員が古沢委員に交代いたしております。

この際、資料要求があれば、申出願います。

北野委員

昨日の理事会で、メモで資料要求いたしました。一つは、市立小樽病院に勤務する医師ごとの医業収益調べを出しなさいということに対して、出せないということが出ました。この理由をお聞かせいただきたい。

(樽病)総務課長

まことに申しわけございませんけれども、医師ごとの医業収益調べということなのですけれども、現在、収益などはコンピュータに入力して作成しているのですが、お求めの資料につきましては、データが入ってございませんのでお見せできないということでお答えさせていただいたところでございます。

北野委員

この医業収益を医師ごとに区分けして出しなさいというのは、今、小樽病院はご承知のように大変な赤字を抱えているわけです。そして、単年度で黒字にして、病院の統廃合、建替えというスケジュールで今は事が進んでいるのです。問題は、病院自体の経営状況を改善するということが大前提にあるわけです。

ところが、皆さん方もご承知のように、簡単に言えば、働かない医者がいるという苦情が医療関係者の間から我々に寄せられているのです。これは、せんだって開かれた病院の特別委員会でも、自民党の委員が医者ごとの資料を出せということを言っているわけでしょう。だから、共産党ばかりではないのですから、そういうところをはっきりさせて病院の経営の改善を図るということは、それが大前提ではないけれども、病院はやはり医者の影響力が非常に大きいわけです。そういうふうにして、コンピュータが小さくて容量がないというお話ですが、そうだったら私は変えてもいいと思うのですよ。そういうふうにしなないと、いろいろ批判のある医者をそのままにして収益を上げられるのかということなのです。

出せないということはわかりましたけれども、そういう問題意識でもって資料要求をしたので、今後については、継続して要求していきますから、それに対応できるようにしていただきたいということだけを要望しておきます。

次に、福祉部に対してですが、延長保育実施要綱と子育て支援センター実施要綱を資料として出せない理由をお聞かせください。

児童家庭課長

まず、延長保育の実施要綱についてですが、これについては、本年4月スタートということで、関連団体と銭函保育所でのスタートということで協議を進めてまいりました。

ただ、この協議がまだ整っておりませんので、整い次第、提出はできますけれども、それまでもう少し時間がかかるのかなということで、提出できないということでご答弁させていただきます。

それから、子育て支援センターの実施要綱についてですが、これについては、まだ内部的に処理が終わりませんけれども、間もなく決定できるだろうというふうに思っております。決定でき次第、提出できるだろうというふうに思っております。

北野委員

子育て支援センターあるいは延長保育の資料については、今年度の予算の目玉の一つとして、市長も再三強調し

ているのです、こういうことをやりますと。

ところが、4月から実施するのに、その要綱が今ここで示されなかったら、4月からどういうことで実施するのが議員の人がわからないわけでしょう。私は予算には賛成しますよ。しかし、どうやってやるのですかと市民から聞かれたら、我々は答弁のしようがないでしょう。延長保育は2カ所ですと。その具体的な中身はと言われたら、答えられないですよ。それで予算に賛成したのですかと言われたら、非常に恥をかくのは議員なのです。おまえら何をやっていたと。

だから、もう少しということなのだけれども、何で間に合わないのですか。具体的に言ってください。

福祉部長

まず、延長保育の実施要綱でございますけれども、これについては、関係団体と人の配置などを含めましてまだ協議が整っておりませんので、協議が整い次第、要綱を早急に提出させていただきたいと思っております。

それから、子育て支援センターについては、内部の事務のことでございますので、これについては来週の月曜日ぐらいには提出したいというふうに考えております。

北野委員

これは、関係団体と、具体的に言ってくれと言うけれども、やはりオブラートに包んでいるわけです。これは職員組合とも合意が整っていないからでしょう。だから出せないというのでしょうか。違うのですか。

福祉部長

職員団体でございます。

北野委員

私は、労働組合との合意のもとでやるというのは当然だと思うのです。前にもあったのです。1回提案しておいて、労働組合との合意がとれないからといって延期したことがあったでしょう。市長の目玉政策でそういう心配はないのですか。

福祉部長

合意を目指して精力的に決めたいというふうに思っております。

北野委員

当然、提案している以上、そういう努力をしていないなどということを言っておりませんよ。そういう努力をされているけれども、今日まで合意に至らないから、4月実施だけれども、今言った関係の資料は議会に提出できない状況にあるということでしょう。だから、前にもこういう実績があるから心配しているのです。いいことをやるのに、皆さん期待しているのに、4月になってこういうわけではできませんでしたということのないようにしてください。それは要望しておきますし、準備でき次第、議会の方に提出していただくというふうにしていただきたいということです。これはお願いしておきます。

それから、資料の3点目、提出いただきました資料の中で、フィッシュミール協業組合関係資料、横書きのものです。この中で、左側の納付書、督促状、督促送付状況というのは、平成3年1月以降、記載されています。

ところが、平成2年以降というふうに要望した組合保証人交渉、いわゆる法令に基づかない収納といいますが、支払っていただくための努力をどういうふうにしたか。経済部でも努力されているということだから、それを皆さん方に知っていただきたいと思って私は資料要求をしたのです。

ところが、平成8年以前の分がないと。何でなのですか。

商工課長

資料の中の交渉状況の関係でございますけれども、一つは、平成2年の契約時以降、当然、協業組合の理事長なり関係者の方々との接触は、それ以降、9年までもあったというふうに聞いております。

ただ、私どもが交渉ということでやったかどうかを確認できる資料はございませんので、そういう意味では、今

回、私どもとして確認のできる平成9年11月11日以降、こういった形で交渉してきたという事実関係についての資料を出ささせていただきましたので、ご理解いただきたいと思います。

北野委員

平成2年に覚書が締結されて、3年から納入していただくというふうになっているのです。今一番議論になっているのは、代表質問でも指摘しましたが、覚書が交わされたけれども、建前と本音が違って、納入する側も、納入していただく市側も払ってもらえないということでもってまじめな努力をしていたのかどうかという疑問符があるから、今回、問題になっているのです。だから、どういう努力をされたかということを中心に証拠として出さないと言って、わざわざ皆さん方の努力をみんなに知っていただくようお願いしたのに、一番肝心の覚書が交わされてから平成8年までの間の分がないということでは、あなた方がいくら努力しましたと言ったって、どういう努力をしたのか、だれもわからないでしょう。

これは、公文書の保存年限が切れたから廃棄処分にしたということなのですか。

商工課長

そういった意味ではなくて、フィッシュミールの関係につきましては、私どもとしてはできる限り資料というものは全部保存してございます。ただ、現実には平成2年以降のそういった交渉の記録というものが残されていないということです。ただ、問題は、その間におきましてもいろいろな形の中で接触してきた事実はあるということをお聞きをしている、そういうことでございます。

北野委員

フィッシュミール協業関係の資料、歴代の経済部の部長、次長、商工課長としてどういう方々がフィッシュミールにかかわったか、資料としていただきました。

疑うわけではないけれども、山田市長は、締結したときの経済部次長、それから、平成7年から8年にかけて、1年何カ月ですか、経済部長をおやりになっている。だから、山田市長が経済部長として当時どういう努力をされたか、それが明らかになったら困るから出さないということなのですか。率直に伺います。

経済部長

北野委員はいろいろおっしゃいますけれども、我々としては、先ほど来、課長が申し上げておりますように、手元にある資料の中で、わかり得るものといいますが、明らかに残っているもので整理をせざるを得ないわけでありまして、それ以前について何も交渉がなかったということではないと。それは、それぞれその時期で担当されていた方々につきましてはそれなりの折衝をされたというふうには伺っておりますので、その辺につきましては他意はないということをご理解いただきたいと思います。

北野委員

部長にお言葉を返すようで悪いけれども、おっしゃいますという話はないと思うのです。市長は今のトップだから、市長がもしその当時努力していなかったということになったら、市長の政治責任にかかわるのですよ。だから、私は、山田市長が、当時、経済部長のときに何も努力していなかったというふうには疑っていません。それなりの努力をしていたと思うのです。

しかし、山田市長が在任の平成3年から平成8年まで、そして最後の2年近くは山田市長が経済部長だったので、そこまで資料がないというのは不思議なのです。

私がいろいろおっしゃいますと言ったら、みんなは疑問を持つでしょう。あなた方は市長に遠慮して資料を隠したのではないのですか。

経済部長

先ほど申し上げましたように、意図的にあるものを出していないということではなくて、あくまでも手元にある資料の中でわかり得るものはこの内容だということでございますので、それ以上ございませんので、ご理解いた

だきたいと思います。

北野委員

それはそういうことだというふうに経済部がおっしゃっているということだけはわかりました。

しかし、平成3年からの法令に基づく納付通知書、それから督促状については、ちゃんと資料があるのでしょうか。なぜその他のものはないのか、わかりません。だから、先ほど言ったように、議案第40号にかかわって議会でいろいろ議論があるわけですから、平成2年に覚書を結んで、その直後から納付書は送ったと。これは後でも触れますが、督促状も送っている。それだけなのかという疑いだってあるのですよ。そうであれば、納める側も取り立てる側も、もうもらえないものだというところで必要な努力をしていなかったのではないかとということであれば、数年間にわたって、納付書は送ったけれども、払わなくてもいいと、そういう行為に当たるから、相手側の方もおれらの思っているとおりだなというふうに理解するでしょう。

それが、突然、今回、裁判というふうになるから、私は、経過をちゃんと説明しないと、あなた方の今とっている態度というのはちょっと奇異に感じられるから、あなた方の名誉を守るために言っているのですから、資料についてはもっとまじめに探してください。このことだけを要求しておきます。

資料については以上です。

委員長

資料要求についてはよろしいですね。

それでは、付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日は、共産党、民主党・市民連合、公明党、市民クラブ、自民党の順といたします。

北野委員

議案第40号について

小樽市に主たる責任があるとはいえ、平成2年の損失補てん金の覚書は債務者が法的に支払う義務があるということは、私も認めます。これは当たり前の話です。

この前提に立って伺いますが、支払ってもらおう努力をされたけれども、覚書締結以降、今日まで一銭も納入されていない。その理由について、私が指摘したことを踏まえて、本会議で聞きましたけれども、答弁がない。何で納入されなかったのか、改めてお答えください。

商工課長

相手方とのお話の中で、私も1年半ほど接触しておりますけれども、まず言っていることは、契約締結時の中で、一つは、今お話のあります使用損失補てん金の算出に当たっての根拠、あるいは、そういったことが明確に説明がなかったと。つまり、こういった形の金額になるということについての説明が余りされなかったというようなこともおっしゃっています。あるいは、その段階で、ご指摘がありましたとおり、平成2年3月で既に操業停止しておりましたので、組合自体の支払能力というものが必ずしもあったわけではない。その中で、一遍にあの金額を全部払えるかどうかという話では、例えば、一時的に一部払って時間をかけるだとか、当時はそんなお話をなされたということもちょっとは聞いております。ですから、そんな中でこの10年間、私はほぼ9年目ぐらいからお話をするようになりましてけれども、そういった中で当時のいきさつについての私どもとの認識の違い、ずれがあったのだろう、そんなふうに思っております。

北野委員

損失補てん金は、地方自治法第240条の債権に当たりますね。

経済部長

そのとおりです。

北野委員

そうであれば、経済部長の本会議での大畠議員への答弁について、もう一回言ってください。3点にわたって言っていますが、時効のかかわりについてです。

関連は古沢委員から質問します。

経済部長

時効の要件について説明をさせていただきました。

時効の中断の要件になるものとしたしましては、一つは、相手方が債務があることを承認をするといういわゆる承認行為、それがあれば中断されます。それともう一つは、差押えということであります。これにつきましては、当然、債務名義というのが前提にあるわけでしょうけれども、裁判によって差押えがなされた場合は中断される。さらに、訴えの提起という話をしましたけれども、これにつきましては裁判上の請求という形になるかと思いますが、訴えが提起されればその時点で中断されるというふうに申し上げたわけです。

古沢委員

議案第40号について

今の答弁に関連しますけれども、したがって、1回目の債権の時効が3月29日に到来をするのだと。やむなく、きちっとした訴えに打って出るということだと思っております。

ちょっとお尋ねしたいと思うのですが、今、部長がおっしゃった三つは、民法の147条の規定そのままなのです。資料でも明らかなように、小樽市は、それぞれ督促状というものを発していますね。この督促状というのは一体何物になりますか。

商工課長

督促につきましては、小樽市の税外徴収規則にある督促という形の中で、当時、私どもは発しているということです。

経済部長

ここで言う督促といいますのは、民法上の催告に相当するものでございます。

古沢委員

条例で言うところの督促は、地方自治法の解釈上から言うと民法上の催告に当たる。つまり、民法の催告というものについて言えば、153条があります。催告を発して6カ月以内にかくかくの処分をした場合には、その催告の時点まで戻って時効の効力を持つと。いわば、我々の仕事柄、現職のときには時間稼ぎ規定というふうに言っていたのですが、これは153条で言うところの催告でしかないのだと。

ところが、お尋ねしたいのですが、地方自治法236条の第4項、これは、僕もなかなかおもしろいなと思ったのですが、民法と地方自治法の間で法律上のキャッチボールをやっているのです。催告だから時効中断の効力は持たない、しかしもう一方、236条の4項に、キャッチボールでまた戻ってきたら、実は地方自治法で言うところの納入の通知及び督促、236条は、公債権、私債権問わず、この督促は民法の153条の規定にかかわらず時効中断の効力を有する、これはどういうふうに解釈するのですか。

経済部長

一般的な私法債権であれば、先ほど私が言いましたように、民法の153条に催告ということがあって6カ月以内に公的手続をとらなければ時効中断に至らないということになっているわけです。

しかし、自治法の236条につきましては、その特別規定といいますか、そういうことで、地方公共団体が金銭債権に絡んで督促を行うにつきましては、この督促については民法の規定を除外されますので、6カ月以内の手続

ということは別にしても、督促という効力といいますか、そういうものについては発効するのだというふうな解釈だろうというふうに思います。

古沢委員

そうしますと、大畠議員に対する答弁はちょっと違ってきますね。

この関係で、ちょっと具体的なことで一、二点尋ねます。

小樽市が行っているこの債権に対する督促行為ですが、やり方自体は、私は多少疑義があるなどは思っているのです。資料で出していただいておりますけれども、督促状は、市が定めた条例規則で言うところの催告状という様式は使っていない。これは、北野委員が後からまたお尋ねすることになると思います。しかし、督促状として発せられていて、平成7年4月に発した督促状までは、当該年度の分プラスそれまでの不履行分を確定させて、明示して督促状として発しているわけです。そうしますと、236条の第4項の規定を受ければ、広く解釈すれば、少なくとも平成17年まで時効は到来しないということになりませんか。

経済部長

私の時効中断の要件について疑義があるというお話でございますけれども、民法上の時効の中断と、今言った自治法上の部分で、確かに催告と督促という部分の意味合いの違いがあるということは当然承知しております。

ですから、今、古沢委員がおっしゃった部分で申し上げますと、私としては、平成3年3月29日の納期限のものにつきましては、10年たったら時効になるというふうなことを申し上げてはいたのですが、それは一般的に何らかの手續がなされない場合にはそういうふうな形になってくるというのは民法の考え方でまず一つあります。それと、督促行為があった場合には、督促がなされて、相手方に到達した日をもって、そこで時効が中断するというふうになります。そういう意味で、違いがあるとすれば、その辺は舌足らずだったかなというふうには思います。

古沢委員

今のお話では、本会議でしかるべき答弁訂正いただけるのだと思うのですが、ただ、今まで、私も古い経過を知らなかったし、議会議論を通じていろいろ事情、経過もあったのだなということを理解しつつあるのですが、少なくとも、今回、市が裁判の訴えに出るという大きな動機の一つ、それは時効が来るからだというふうにおっしゃっていた。そして、大畠議員の質問に対しても、民法の147条の規定をそのまま答弁でお話された。

ところが、実はそうではないのだということになりますから、大きな動機の一つが崩れてくるし、時効もまだまだ到来しないということになれば、本会議で訂正答弁をいただくということにもなるのだろうなというふうに思いますし、この訴えそのものもどういうふうに考えたらいいのですか。せっかく頑張っているのですから、なお時間をかけて交渉するという道だってまだ探れるのではないかとということだって、可能性としては、選択肢としてはあるのではないですか。

経済部長

今のお話ですけれども、私たちは、時効が到来する部分については平成3年3月29日に支払期限分というふうにお断りしております。それで、督促状につきましては、この関係については平成3年4月16日に発行しております。ですから、16日ないし17日に相手方に到達しているはずですから、その時点で、一たん、3月29日に進行が始まった時効は中断しています。

けれども、平成3年4月16日ないし17日以降から新たな時効がスタートしているわけです。ですから、今年の3月29日に10年間の時効が完成しなかったとしても、18日ぐらいにはこの時効が完成するということになりますので、今の訴えの提起に当たって、目前に時効を控えているということをお知らせしたことについては何らの矛盾はないというふうに思います。

古沢委員

少なくとも、3月、この年度内に時効が到来するものではないということは今の答弁ではっきりしたと思います。

私が、先ほど、私自身、多少疑義があるのだけれどもというのは、督促状というのは繰り返し繰り返し何度出してもいいというものかどうかという疑義があるという意味です。しかし、平成7年度までの督促状では、それ以前の不履行分も含めて督促状として出しているのです。違いますか。

商工課長

お話の分につきましては、単年度の督促を発布するときに、その前までの未納分について、あわせてその支払いも重ねてお願いしますという文章を書いております。だから、その部分が、現実に様式の問題もお話がありましたけれども、私どもとしては、単年度の部分については、当然、督促という扱いをしておりますが、その部分が督促という行為になるのかどうかというあたりは、あるのかなというふうに思っています。ですから、その部分は今後の中の判断で出てくる部分がある。ですから、お話がありましたとおり、7年と8年については形が変わっております。その部分をご理解をいただきたいと思っております。

古沢委員

理解できないから聞いているのです。そういう出し方に、僕は多少疑義があるのです。

ただ、小樽市長名で督促状として公式に出しているのです、平成7年までは。そして、その督促というのは、地方自治法で言う236条で時効中断の効力があるのだと言っているのです。そうすると、本会議での答弁も違ってくるし、直接的に提案されている大きな動機になったその一つも崩れるのではないか。だから、別の選択肢もあわせ持って検討できるのではないかとことを僕は尋ねているのです。

経済部長

一番最初は、2回目の、先ほど来申し上げている平成3年3月29日分については、その年の4月に督促状を出したのは先ほど説明したとおりです。ですから、平成7年に第2回目の損失補てん金として督促状を出した部分については、これは時効中断の効力はありません。

督促というのは、一つの債務といいますか、債権といいますか、それについて最初の1回目の督促だけが時効中断の効力があるのでありまして、それ以後、何回やったからといって中断できるものではありません。それが法の精神です。

古沢委員

そうしたら、全く意味のない督促状を出したということか。

北野委員

議案第40号について

今の件は、少なくとも本会議の大畠議員への答弁については訂正するということと受け取っていいですね。というのは、大畠さんは、私への答弁にかかわって市長に聞いたのですから、私にもかかわることなので、確認しておきます。それはいいですね。

今の流れから言えば、しなければならぬでしょう。

経済部長

私の答弁そのものは、時効中断の部分で一般的な民法上の考え方としてお答えをして、その中で、いわゆる中断のための行為というか、そういうことをしてこなかったということについて重きを置いて答弁をしたつもりなのです。そういう意味合いでは、私としてはかけ離れた意味合いの内容になっていないというふうに思っております。

北野委員

先ほど、240条の債権について伺ったのですが、これは私法上の問題でしょう。だから、私法上でも民と民との関係、民間と民間との関係では部長の答弁でいいと思うのです。しかし、私法上でも地方自治法が絡むのだから民と官との関係なのですから、そういうふうに考えれば、部長が冒頭に言った三つのことで時効中断にかかわっての

答弁というのはやはり納得がいけないです。ですから、これは宿題にしておきますので、予算委員会の最中に、私は答弁の訂正をしてしかるべきだというふうに思いますから、検討して答弁をしてください。今は求めません。

次は、地方自治法 240条に基づいて、政令の定めるところによって、督促、強制執行その他、保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならないというふうに政令の 171条で定められているわけです。この場合は、債権をどういうふうにして取り立てるのか、それが法令で定められているから、どういう順序を通っていくのかということをもう一度説明してください。

経済部長

まず、契約がございますので、支払期限というのがそれぞれ決められておまして、その支払期限が来る前にしかるべく納入通知をついたしまして、それが一定期間内に入ってこないときには、督促行為をいたします。その督促の中で、期限指定した中で、それが守られないとすれば、その後は、いわゆる裁判手続といいますか、そこへ移行するという流れになると思います。

北野委員

そういう流れの基本はいいのですけれども、裁判と同列に連帯保証人に対して督促をしたのですか。督促状はあるのですか。

商工課長

先ほどの資料の中で協業組合の理事長あてに督促を發したということでお話がありましたけれども、同時期に連帯保証人に対して文書で、これが督促行為に当たるかどうかという部分は若干疑義がありますが、理事長の方にこういった形の督促をしておりますのでご配慮を願いますという文書をほぼ同時期に送付いたしております。

北野委員

その連帯保証人に対する督促状の写しを後で出してください。それが有効かどうかということは裁判でも重要な争点になるのですよ。だから、出して、私も検討したいと思います。

そこで、伺いますけれども、先ほど資料要求のやりとりであったのですが、いわゆる督促状、その前の納入通知書を發しているということはわかったのですけれども、一つは、納入通知書について資料に基づいて伺います。

資料として、督促状と後ろの方に納入通知書というのが出されております。

まず、納入通知書について伺います。

この納入通知書の1枚目、これは平成2年度分の通知書です。そこをめぐって、平成3年度分、4年度分、5年度分、6年度分、6年度は二つありますからね。資料として出された納入通知書のうち、2枚目から6枚目まで、「納期」と書いているところに、「昭和」でなくて「平成」を押している。それから、同じく「昭和」で書いている上段も「平成」の判を押して「平成3年度」というふうになっているのです。

それで、1枚目の平成2年度分を平成2年に催促しているわけですが、この納入通知書では、当時、一番新しい「平成」という文字が書き込まれた、そういう通知書なのです。ところが、翌年から数年間にわたって出されている納入通知書は古い通知書なのです。何でこんなことになるのですか。

商工課長

納入通知書の関係ですけれども、まず、1枚目にあります2年度用の紙につきましては、これは3連の裏カーボンで三つ折りにして書く用紙でございます。これは、私も記憶が定かではありませんけれども、当時、納税課等でいろいろな形のときに使用するものとして使われていたものというふうに記憶しております。ですから、この時期、既に平成になってつくられたこの用紙を使用したものと。

それから、2枚目以降の分につきましては、ノーカーボンというか、カーボンのない3連式で三つともみずから記載する様式でありまして、これは、税外徴収の関係でこの用紙というのはかなり多くございました。この使用頻度が割と少ないものですから、各部各課にかなり予備があるといたしますか、残部があるということで、こういった

形で「昭和」の部分「平成」に訂正して使用したというのは私も前の職場で経験をしておりますし、そういった形で多分使ったものだろうというふうに思っております。

北野委員

それにしても、かなり長期にわたって古い納入通知書でもって相手に送るといのは失礼に当たらないかと。

そこで、総務部に尋ねますけれども、税外収入の納付書は、私はこれは違法だとは言いません。こういうのをいつまでも使われていていいのか。

二つ目は、規則に基づいて市長が様式を定めるのでしょうか。その様式の用紙があったら、それを使ってやったらどうですか。単年度で1,500万円以上の請求をするのですよ。だから、古い通知書でやっても何でもないと。それは有効かもわからないけれども、そういうところに、どうせ取れないのだからというのがあったから、たかをくくっているからそういうことになったのではないですか。

新しいものができているのに、初年度は使っていて次年度から使っていないというのはおかしいです。そうしたら、初年度も古いやつを使えばよかったです。教えてください。

(総務) 総務課長

税外収入徴収規則の関係でのお尋ねでございますけれども、今、経済部からお話ししましたように、実態としては、全庁的に相当使いますから、そういう意味では相当数を印刷してストックしてありますので、たまたま年号が変わるとか何かという場合も、そこを訂正して使うということは庁内では多く行われております。

なおまた、税外収入の徴収規則の経過措置としてでございますけれども、この規則施行の際、この規則による改正前の小樽市税外収入徴収規則の規定により作成された用紙がある場合は、必要な訂正を加えた上で、なお、当分の間は使用することができる、こういう定めをしておりますので、規定上も問題はないのかなというふうに考えてございます。

北野委員

私もそれはわかるのです。けれども、新しいものがあつたら、それを使っていいのではないですか。そういう疑問があるということです。

それから、督促状について聞きますが、小樽市税外収入徴収規則、ここで督促に当たる催告状の様式が定められているのです。ところが、資料で出された督促状は、この様式にのっとっていないのです。何でこんなことが起こるのですか。

これは、これから裁判になった場合に争いのもとになりますよ。様式が定められているのに、督促状、催告状の様式があるのに、なぜそれを使って督促しなかったか、催告しなかったかということをお答えください。

商工課長

督促、催告の関係でありますけれども、お話にありますとおり、きょうお手元に示しています資料のとおり、督促をするという文書をもって走っております。ありますとおり、様式の部分では、確かに12号、13号という形の中で決められている部分もありまして、規則上のことから言えば、内部の事務処理としては不適切な部分もあつたかと思いますが、私どもとしては、この督促の内容、督促状に書かれている部分をもって督促をしたということになったというふうに確認をしております。

北野委員

総務部に尋ねますけれども、長期にわたって、10年にもわたって規則に基づかない任意の督促状を発しているということが何で正されなかったのですか。

(総務) 総務課長

この辺については、原部の方での取扱いにその辺のきちっと徹底することが行われていなかったことがあるかもしれせん。

ただ、原則論で申し上げますと、確かに、今回の督促というのは規則に定めた様式ではなされておりましたが、自治法と270条の関連ですけれども、その施行令では決まっている様式によらなければ督促の効力は発生しないというふうにはなっていないわけでございます。しかしながら、本件の督促というのは、自治法とその施行令に基づいて行った督促ということにはほかならないわけでございますから、規則で定めている様式と全然違う書式を使ったからといって、本質的には、結果的に変わらないという解釈はできるかと思えます。

しかしながら、ご指摘のような問題がありますので、今後については、こういった書類を送付すると、各部にもかかりますけれども、それについては十分注意をしなければならないというふうには考えてございます。

北野委員

磯谷さんは商工課長をやったことがあるね。言葉が悪いけれども、勘弁してください。すねに傷を持つ人が答えでも説得力がないわけです。

それで、職員課長に尋ねるけれども、山田市長が経済部長になった年次、それとトータルで何年やっていたか。そのもとで磯谷課長が商工課長をやっていたのは何年から何年か、教えてください。

職員課長

市長は、経済部長は平成7年6月から平成9年3月までの計1年10カ月でございます。そのもとで、磯谷課長につきましては、平成7年6月から平成11年5月までです。

北野委員

資料によれば、そのときの次長は今の財政部長の鈴木さんですね。税外徴収の担当の元締めなのです。その方も一緒にいるのです。山田さん、財政部長、今の総務課長と。そのときに、督促状が規則に基づかないで長期にわたっていることを何で正さなかったのですか。

財政部長

当時の記憶が定かでございますけれども、十分なチェックが効いていなかったのだろうというふうには反省しています。

北野委員

ちょっと仕組みを教えていただきたいのですが、こういう督促状を発する場合、だれとだれとだれの決裁をもらっていたのですか。

(総務)総務課長

共通の専決事項の定めの中に通知、督促、申込、申告云々というところがございまして、この部分で重要なものについては部長というふうになってございます。

北野委員

部長だけですか。普通、担当者から決裁が上がってくるでしょう。だれとだれとだれがチェックしているのですか。

(総務)総務課長

ですから、担当者の起案に基づいて、そのラインで担当係長、課長、そして必要性があれば次長、部長ということになります。

北野委員

そうしたら、平成7年、8年については、山田市長、鈴木財政部長、磯谷総務課長、全部判こを押して、これでいいということで督促は通知したということでしょう。あなた方が出した資料に基づいて、平成7年、8年と、市長がおやめになったのは8年の9月か10月くらいですから、2年間、決裁をしているのです。ですから、気がつかなかったのですか。言葉は悪いけれども、めくら判だったのではないですか、記憶がないのですか。

財政部長

申しわけございませんが、今はちょっと記憶がございません。

北野委員

だから、結局、規則に基づかないことを平然と10年にもわたって続けているのです。だから、中身なんか何も見ていないでしょう、あなた方は。

いただいた資料がありますが、この督促状、規則に基づかない督促状、これの上から5枚目と6枚目を見てください。

これで、平成7年4月18日に2通発送しているのです。平成7年4月18日付けで、2通の損失補てん金の督促状を出している。その中で、何回目の分かというのを書いているのだけれども、「6回目」となっているわけです。本来は「7回目」と書かなければならないでしょう。だから、こういう単純なミスもチェックできないわけです。

そういう感覚だから、法令に基づいて督促状、催告状の規則がつくられていれば、そこに依拠して、それを使って催促するというのが当たり前ではないですか。磯谷課長は、法に基づく相手先とか納入金額とか納入期日とか、そういうのがクリアされれば有効だと言うけれども、あなただってめくら判を押した1人なのだから、そういう人が答えても説得力がないと思うのですよ。それが10年にわたって続くというのはおかしいでしょう。

(総務) 総務課長

すねに傷がある身で言うのは何でございませけれども、7年のときは私も市長も選挙の年でございまして、平成7年6月1日以降でございましたので、この件についてはコメントできる立場にはございません。ただ、8年とその分については、そういった部分の瑕疵があったということでございます。

北野委員

それだけですか。

市長に尋ねますけれども、今の督促状、催告状が、法令の要件を満たしていれば有効だと。

しかし、市長自身が規則を定めて、こういう様式でやりなさいというふうにわざわざ規則でうたわれているのに、それが長期に使われていない、使用されていないということは、条例や規則を軽んじていることでしょうか。こんなやり方が許されていいのかということです。法令で定めがあるけれども、それを、規則でもって、ちゃんとこういう様式でもってやってくださいということで市長がつくったのです。それを無視しているということが長期にわたるのはどうしても納得いきません。そうしたら、何のために規則をつくったのですか。知らないでやって、後で発見して、正して、次回以降こういうふうにしたというのならわかります。出されている資料全部が書式に基づいていないでしょう。

市長

確かに、規則で様式が決まっているようではございますけれども、様式を使わないでこういった文書形式にしたということでございます。確かに、先ほどもちょっと申し上げましたが、正規の様式を使わないでこういう様式を使ったわけでございまして、その部分については当方のミスかなと思いますけれども、効力的にはこれで問題ないのかなと思っています。

北野委員

観点を変えて、この問題を質問します。

改めて総務部に聞きますけれども、この様式はいろいろと変遷があるのです。この催告状は何年から何年までの様式でやっていたか、それから、3回目以降の5年間にわたる納入通知書、これはいつ使われたものか、それから、催告状は、この間、対象期間内に何回変わったか、お答えください。

変わったら、ざら紙に小さい字で印刷したものが私たち議員に配られてくるのです。何回変わりましたか。

(総務) 総務課長

回数は、今は厳密に精査できませんけれども、現行様式の規則に基づく11号などについては、昭和61年から平成

5年まで使っていたものが、平成5年から変わって今の様式になっているとか。

北野委員

そんなことはないでしょう。その前まででないのですか。

(総務)総務課長

前までです。その納付書の様式です。

それから、あとは、いろいろな変遷がございますけれども、催告状についても昭和37年から平成5年まで使われていたのが、それが平成5年以降は形を今の12号の形に変えてきているだとか、そういったような何度かの所要の改正は行ってございます。

北野委員

総務部に重ねてお尋ねしますが、私たち議員にも配られてくる、こういうふうに市長が規則を変えましたという通知がありますね。あれは各部課に全部渡すのでしょうか。違うのですか。

(総務)総務課長

かつては全部のところに配付してありましたけれども、現在は庶務担当課を中心に配付しております。

北野委員

だから、全部の部には行っているのでしょうか。

(総務)総務課長

そのとおりでございます。

北野委員

そうしたら、それを見たら、書式が変わったかどうかというのは、何回か変わっているのだから、自分らの出していたものがいいのかどうかということに気がつかないのですか、たくさんの方がいて。そんなのが回ってきたって、そこでくしゃくしゃとやって紙くずにして捨てているのですか。

少なくとも、私どもは、市長から回ってきたものはちゃんととじ込んでいますよ。執行機関の側が、担当の方から、こういうふうに様式が変わりました、規則が変わりましたといっておふれを出したって、見てもいないということではないですか。そういう執行のやり方でいいのかということが問われているのですよ。お答えください。

総務部長

確かに、規則改正というのは、年を通して結構な回数にわたりますので、その改正ごとに、我々としては、ざら紙などに印刷して各部に渡るようにしているわけです。各部では、その回されたものを、担当所管であるところの関係については恐らく気をつけて見ていると思うのですけれども、全庁的にわたりますので、それ以外の規則も結構あるということで、その辺については、当然、庶務担当係やその担当のところとじてあるはずですし、いつも確認できるようにはしていると、私たちはそういうふうに思っております。

北野委員

総務部長だって、経済部長をやっている、1回そういう見直しをやっているのですね。だから、本当に複数の、今の山田市長以下、小樽市の中心幹部の皆さんが経済部におられたときに、3人なり4人の決裁をくぐって10年間にもわたって正されない、こんなことは考えられないですよ。法令無視、条例無視ではないですか。納得いかないですね。

だから、小樽市の条例だとか規則に詳しい方がいて、仮に理事長の方がこういうことを知っていたら、これは書式に基づかないものだ、こんなものは有効でないというふうに主張したらどういうことになるのですか。これから裁判をやるのですよ。

(総務)総務課長

先ほども答弁いたしましたけれども、自治法の施行令の171条には、いわゆる債権について、履行期限までに履

行しないものがあるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないというふうになっているわけでございます。したがって、確かに、様式に基づいたものを出していなかったということについては大変申しわけなかったというふうに思うわけですが、今、効力のお話をされましたので、これについてはかわるものではないというふうに考えてございます。

北野委員

この問題については、市側のそういうずさんな執行状況というものが明らかになったのですが、そういうところに端的に見られるように、覚書を結んだ時点から、取ることはできないというふうに思ってやってきたのではないですか。だから、商工課長が資料のときに説明したように、平成8年以前の交渉経過が記録にも残っていない、保存されていないということも、どういう努力したかということなど一切関知していないと軽んずるところから、そういう保存もなされていないというふうに思うのです。そういうことで、覚書を結んだ直後から、納付書を取りました、それから書式に基づかない督促状も送った、そういうことで基本的なことを済ませているから、相手側も払わなくてもいいというふうになって今日に至ったのではないですか。

だから、歳入では諸収入に計上される損失補てん金が、1億5,000万円も10年間にわたって一銭も入っていないというようなことはちょっと考えられないのです。調べてみたら、平成7年くらいから議会でこの滞納について指摘を受けるようになってきているのです。それからはちゃんと記録があるわけです。

そういう点で、私たちが指摘するように、こういう大事なことを結んだけれども、初めから取る気がない、そういう努力をまともにしなくてもいいという雰囲気を経済部の中に、担当者の中にあつたから、それがずっと引きずられてきたのではないか。それが、今回、時効が来るからというので裁判をやるということになったら、関係者の方は奇異な感じを受けるというのは客観的に見て当然ではないかというふうに思うのです。

だから、この問題では、先ほどの答弁の訂正の課題もありますから、後日、改めて質問させていただきたいということです。委員長、何分ありますか。

委員長

6分過ぎています。

北野委員

そうしたら、一、二問やって終わります。

公債費比率の増大について

財政部にお尋ねしますが、本会議で、私は市長に小樽市の公債費比率の増大に関して政府の借金政策に追随したからこういうことになったのではないかと問うたら、追随していないという意味の答弁がありました。

そこで、伺いますが、本会議で指摘した平成13年度以降、国として地方交付税を5%カットして、その分を赤字地方債、臨時財政対策債に振りかえたと。それ以前は、財源不足を、これまた借金でやると。だから、地方交付税法でうたわれている、地方財政が数年間にわたって不足した場合は、税率を引き上げるか、制度を改正して、国の責任で財源不足を賄うという法律の趣旨を全然実行しないで、借金でやれという方向に国の方針がシフトして、それがだんだんエスカレートしてきているということではないですか。だから、そのもとで小樽市の予算編成もやられているから借金がふえているのではないですか。改めて、伺います。

財政部長

これは、市長答弁でもお話ししてございますけれども、やはり、国と地方の財政状況が非常に厳しいという中で一つの財政運営なわけですから、今お話がありましたように、従来、交付税の中できちっと組み込んできていたのが、それではなかなか国の財政がもたないという中では、一応、後年度に、言うなれば分割してその分を負担いたしましょうという形での今回の措置なわけです。私どもとしては、国のある程度の考え方、国と地方ではいろいろ議論してございますけれども、それに沿った程度従うというわけではないですが、それに沿った形での財政

運営をしていかなければならないかなというふうには感じております。

北野委員

財政部に尋ねますけれども、今の国のやり方に従わざるを得ないと。そういうことをやっていったら、小樽の場合はますます大変なのではないですか。

まず、国の方は平成13年度からの地方財政計画というのですか、それでは、交付税の特別会計からの借入金の返済を数年間にわたって棚上げするということでしょう。だから、新しい財政計画は、これから5カ年とか、さらにまた続くと思うのですけれども、そのあたりで、今度は交付税の特別会計に返済をしますということが始まったら、交付税そのものが国全体としては圧縮される、そのもとでの配分ということになるでしょう。小樽市もその影響は免れない。そこへ、今度は、桃内の焼却場だとか、市立小樽病院の建てかえということになってくると、これは大変なことでしょう。

だから、私は本当に心配なのです、小樽市の財政運営が。結局、市民の方に犠牲が行かないかと。特別職の報酬カットがいつまで続くかわかりませんが、職員を減らし、管理職手当のカットだとか、そういうことも方針でちゃんとうたっているわけだから、そういうことでやっていったって本質的な解決にならないのではないかなというふうに思うのですが、市長の基本的な見解をお聞かせいただきたい。

市長

北野さんがご心配されるように、我々もいつも本当に心配をしております。どう財政を健全化させるかということとは大きな課題でありますから、そういったことを十分念頭に置きながら、これから事業を進めていかなければいけない、こういう状況の中です。ですから、一層、健全化政策を着実に推進できるように、そしてまた、臨時財政対策債の影響で交付税の総枠が落ちないように、これはもう強く国に求めていく、こういうことは当然必要だろうと思いますので、そういった観点でこれからも取り組んでいきたい、こう思っております。

北野委員

終わります。

委員長

それでは、共産党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

武井委員

博物館の新設について

まず、教育委員会に伺います。1点目は博物館の問題でございます。

私の代表質問の中で、博物館の新設についてはどうなったのだ、第2次実施計画の中に見られないが、消えたのかということをお伺いしました。それに対して、財政状況の厳しさから第2次実施計画には入れなかった、こう答えています。しかし、21世紀プランの期間中には努力したい、こういうふうにも答えています。

私は、こういうことだとすれば、平成16年度以降になれば財政状況はよくなるとお見通しの上でこういう答えをしたのですか。まず、そこから聞きたいと思います。

社会教育部長

新博物館の関係でございますけれども、本会議で教育長からご答弁してございますけれども、平成16年度以降の将来を予見するといいますが、そういった部分は大変難しいわけでございます。私どもの基本は、今の21世紀プラン、これは10カ年計画でございますので、この10カ年の中で生涯学習の核として重要な博物館について、この建設の取組を進めるとい位置づけがございますので、その期間中にその実現に向けて努力する、こういった考えを持ってございます。

武井委員

10カ年、10カ年と言うけれども、3年ずつのローリングでもってやっていけば9年になるわけです。私は第3次の中でということ聞いたわけです。確かに21世紀プランは10カ年ですから、そう言えばまだあと1年残ります。

しかし、私は、それは余りにも詭弁ではないかと思うのです。やはり、これから第2次から第3次に入っていくに従って、市長が公約しています病院の統廃合問題だとか、こういう問題が入っておりまして、ますます財政が厳しくなるのではないかと思うのです。したがって、それだけに、こういうような答弁はその場逃れの答弁ではないかというふうに思われて仕方ないのですが、いかがですか。

教育長

現在の3カ年計画には残念ながら博物館は入りませんが、市長は教育の方に力を入れていただいて、図書館が3カ年で整備充実が図られます。図書館に引き充てるべき予算を、今度は博物館に使っていくという形で考えていくことは可能であると思しますので、第3次の中で実現化したいと期待を申し上げます。

武井委員

社会教育部長は10カ年のプランの中でということで、今、教育長は第3次の中でというふうに食い違いも出ておりましたが、私は、当然、教育長の言葉が正しい、こういうふうに理解しますけれども、それでよろしいですか。

社会教育部長

教育長の答弁のとおりでございます。

私がちょっと申し上げたかったのは、確かに、今、財政は厳しいわけです。ですから、項目に落ちたといっても、もちろん行政課題というふうに認識しております。これまで日常業務の中で、いろいろな類似都市の博物館のあるところの新築の情報、どういう規模でどういった展示の内容とか、それぞれの都市の特徴ということもございまして、そういった調査研究、これは日常業務、部内業務といえますか、こういった中でできるわけでございます。そういった意味での努力の中でこれを続けて、そして、できましたら3次の中で、その辺の緒につくような、そういった努力をしてみたい、こういった趣旨でございますので、よろしく願いいたします。

武井委員

わかりました。ぜひともそういう方向で進んでいただきたいと思えます。

そこで、もう一つ、収集された非常に貴重なものが6カ所に点在しているわけですが、これに対する質問に対して、今後も一元管理に向けて検討したい、こうお答えになっております。今後ともということは、今までもやったのだろうと思えます。

したがって、今までどのような努力をしたのか。それから、今度はさらにどういうふうな一元管理をするのか、その検討内容をお示してください。

博物館長

ただいまのご質問でございますが、博物館にとりましては、史料というのは非常に微妙な位置を占めていますし、その保管・管理については、我々も平素からいろいろと気を遣っているところです。今までは、面積的な問題で、資料を保管すべき場所がなかなかうまく確保できずに、市内の各小中学校等のご好意によって、教室を借りて、そこを保管場所としていた。本来は1カ所に集約して保管・管理、あるいはその活用に向けたことをずっと進めなければいけないのですが、いかんせん、現博物館の中ではそれができない。面積的な問題でできない。そういったことで、やむなく、現在は6カ所に分散しておりました。

これからは、少しでもその集約化を図って、来年度の4月以降はそれを取りあえず4カ所にする。それを推し進めていって検討を加えながら、さらに、分散している箇所数を減らしながら集約化を図っていききたい、その努力を続けていききたい、かように考えております。

武井委員

来年は6カ所を4カ所にしたい、そして、教育長もおっしゃったように、博物館は第3次の中でさらに進めたい

ということですから、大体、第3次実施計画が終わるころには全部1カ所に集められることができるのだな、私はそういうふうに理解いたしますが、それでよろしいですか。

博物館長

おっしゃるとおり、我々も努力してまいりたいと思います。

武井委員

交通記念館について

次に、交通記念館についてお尋ねいたします。交通記念館については、私は平成12年の赤字額をお聞きしました。さらには、これまでの累積赤字をお尋ねしまして、この中で、当期の決算損失額、これは4,000万円、それに対してもう一つは、当期末処理損失、これは1億3,000万円、こういうふうに答えておりますが、これは何年からの累積と見てよろしいのですか、当期末処理損失の1億3,000万円は。

(社教)三好主幹

累積につきましては、平成9年から平成12年までの累計額でございます。

武井委員

そうしますと、それまでは赤字にはなっていないというふうに理解してよろしいのですか。

(社教)三好主幹

平成8年度オープンのときは赤字ではありませんでした。

武井委員

そうしますと、やはり、20万人を超えないとどうも赤字が出る、こういう一応の尺度といたしますか、それが出たように思います。

それでは、なぜ減ったのかという質問に対して、三つほどの問題を提起しております。個人消費の不振、小・中学校の見学旅行の形態の変化、それから展示物の新鮮味が足りない、こういう三つの問題を挙げているのですが、私は、この中で、どうもすとんとこないのが一つあるのです。それは、例えば、個人消費の不振は、あなた方が何ぼ努力したって、これはもう日本経済が何とかならないことには個人消費は上がらないわけです。ですから、仕方ないから、赤字だとこういうふうに逃げ口上みたいに聞こえて仕方ないのです。あとの新鮮味が足りないとか、あるいは、確かに小・中学校の見学の形態が、小グループになったとか、バス輸送になったとか、いろいろな内容は理解します。しかし、個人消費の不振ということになると、それがもし原因の一つとこうして述べているとすれば、いつまでたっても赤字は解消できないのではないのかと思うのですが、いかがですか。

(社教)三好主幹

本会議において、市長並びに教育長からご答弁させていただきましたが、平成12年度は、集客のための取組、事業の見直し、経費削減等を行ってまいりました。本年は、集客増につながるイベントの開催等を行い、入館者の増を図ってまいりたいと、現在、具体的な計画を進めてございます。

中身的には、5月の連休、夏休み、これを山場として、従来より集客増につながるようなイベントの開催、それから、イベントの開催につきましては、従来は記念館ではやっておりませんでした、事前告知といいますか、こういうイベントを行いますので集まっていたきたいというようなことで、新聞折り込みなんかの行動をしたいと思っております。それから、本年、新たにインターネットでホームページを開設します。こういう中で、交通記念館の館内の案内、これから行われるイベントの内容等についての情報発信を広く行いたいと思っております。

今お話が出ましたような小・中学校の見学旅行についても、いろいろ変化が起こっております。これらの部分についても、例えば、入館者にキーホルダーをつくっていただく、そして、入ってきたときに自分なりの形をつくっていただいて、館内で見学した後、退館時にはその製品ができてお渡しできる、こういうようなこともできないかどうか、今現在、これらの企画も進めております。

展示物につきましては、大変難しい部分があります。この入れかえをするということになれば多額の経費が必要ということもありますので、現在、館の方で所有している未展示の物件も何点があります。これらの部分を見直しながら整理して展示の方向にしたいというような検討も進めております。

また、5月の連休につきましても、熱気球だとか、鉄道模型のデモンストレーションだとか、いろいろな乗り物の無料開放だとか、こういうものを進めながら今後も集客増を図っていきたいというふうに考えております。

社会教育部長

今、主幹の方から改善の取組がりましたが、ご質問の中に理由として個人消費云々ということですが、それが理由だということではございません。言われる部分については、個人消費を喚起するような、そういった形での魅力づくりといいますか、集客戦略といいますか、今、主幹が申しあげましたような取組を会社として企画をし、検討しているということでございます。

武井委員

今の部長の言葉ですっきりしたのですけれども、理事会の中で確認したのです。時間進行のために、質問した以外は、できるだけ理事者の方もほかのことをしゃべるなどということだったので、それに対して大分多く答えてもらいましたけれども、そういうふうに聞いたことにお答えしていただけるようお願いをいたします。これは理事会の確認事項です。

それで、もう一つは、私もこれを聞いているのですが、交通記念館は社会教育施設なのかどうなのかという問題がよく問われています。もちろん、交通記念館設立時から論議をされてきた問題でございます。それに対して、教育長の方は、社会教育的な要素もあるし、観光要素も含まれていると、両方ともまじっているような、どっちつかずのような答弁をしています。私は、このあたりに交通記念館のあいまいさというのがあるのかなど。やはり、きちっとどちらかにした方が、予算を見る面でも何でも、非常にやりやすいのではないかと、そういうふうには考えております。

したがって、これらについて、特に教育長の方では、今後の経営改善の推移を見守りたい、こうも答えているわけですが、今後の経営改善の推移を見守りたいというのは、社会教育施設にするかどうかというようなことなども含めて今後の推移を見るというふうに理解していいのかどうか、これが二つ目です。ご答弁ください。

社会教育部長

まず、交通記念館の展示物を見ますと、ご案内のとおり、全国で3番目、北海道初の鉄道の発祥の地ということでございますので、展示の中身について、率直に私が見る部分では、社会教育施設といいますか、そういった要素の強い施設であろう、このように考えております。

それから、経営の推移でございますけれども、市長も教育長も本会議で答弁してございますが、いろいろな取組を今やっております、そういった厳しい経営内容でございますものですから、平成12年、新たに経営改善元年という形で、去年は経営6期になるのですが、特に出の部分、管理経費等の軽減をできるように、ほとんどそういった企業努力によって取組をしているということでございます。

それから、7期、13年度でございますけれども、これについては、先ほど主幹からもるご答弁をさせていただきましたが、集客の一つは力を入れる、このような形で、13年度には大いにその辺のところを期待をして頑張らなければならないと思っております。

それで、推移を見守る部分ですけれども、昨年、経営改善の部分で、冬期閉鎖、最初の営業日数は309日という形になっておりました、今年度は特に冬期間は休んでいる関係もありますので、100日減りまして209日と。こういった形で、平年の比較で物差しが変わりますものですから、7期、平成13年度の推移といいますか、経営の推移を見ていきたいなど。それで、その間、何もしないということではなくて、会社とのいろいろな経営改善の協議、あるいは、基本財産は市の財産でございますので、関係部局とも、そのあり方等について必要に応じて協議もして

まいりたいな、このように考えております。

武井委員

今ご答弁をいただきましたが、平成13年は309日というふうにお答えになったように聞こえたのですけれども、そういうふうには理解していいのですか。そうすると、平成12年は209日、これは冬期間はしなかったけれども、平成13年度は冬期間もやるのだ、こういうふうには理解していいのですか。

社会教育部長

昨年12年は、たしか1月2日から11月5日で309日、そして13年、7期になりますけれども、4月10日から11月5日の209日ということでございます。

武井委員

そういう意味でいいのですね。

収入役

13年は、去年より100日、営業日数が減るということでございます。

武井委員

今、教育委員会のお答えの中で、ちょっと確認したい部分の一つあるのです。

教育委員会の方では、先ほども言いましたように、交通記念館は社会的要素が強いけれども、観光施設の要素も含まれている、こういうお答えです。当の社長さんの方は、この間も中心市街地活性化の中では、どちらがいいですかといったら、やはり社会教育施設がいいというふうにお答えになっています。このあたりに温度差が生じているような気がします。これはすきとした方がやはりいいのではないですか。市民もそう言っていますが、いかがですか。これはどなたですか。市長ですか。両方にまたがりますからね。

市長

いろいろな話を聞きますと、どうしても交通記念館は魅力がないというような話をよく聞くのです。ですから、社会教育施設としても魅力がないのか、あるいは、観光施設的に考えても魅力がないのか、両方とも魅力に欠けて、足しても100にはならないで、70か80ぐらいにしかならないのかなという感じを受けております。

いずれにしても、12年度も相当な支出の削減をしまして、あとは少し魅力づけをして、13年度はどれだけお客さんをお呼びするのか、その状況を見た上で、今後の方針といたしますが、そんなことも考えていかなければいけないのかなと。

当初から第三セクターということで観光施設的な要素を取り入れてやってきたわけですから、その精神もありますので、その点も十分踏まえて、13年度の経営状況をよく見た上で、どちらの方向へ進むべきかということはその時点でかなり検討しなければいけない課題だというふうに思っております。

武井委員

それから、私は、いつも言うので、前から言っているのですけれども、交通記念館ですから、どうも陸海空というのが頭の中に出てくるのです。そういう中で、特に空の方が物足りない。そもそも交通記念館は、学生さんたちが来ていろいろな品物にさわれる、そういう特徴的なことを頭に置いた建て方、あるいは運用方をしたい、こういう建設当時の答弁もありました。

それで、こういう中で、空の中では、私も平成7年の2定の代表質問でお尋ねしているのですが、そのときには、ヘリポート基地については市内数カ所について検討しているのだ、こういう答弁をいただきました。私もその気になっておったのですが、第2次の実施計画を見てもなかなかそれが見えないし、どうしたのかなと思って危惧しているところでございます。

そのヘリポート構想はどうなったのか。それと、それが今のようになっている理由、消えたのかどうかわかりませんが、なぜこんなような、平成7年にもう既にそうなっているのに、いまだ私たちにはぱっと来ない、その理由

があったら述べてください。

企画部長

ヘリポート構想というなお話でございますが、私の記憶では、たしか小樽の港湾用地内あたりにヘリポートをつくるというような話が一つの話として出てきたと。そのときに、場所として適切どころがないか、この辺の中で、例えば、入り込む角度だとか、あるいは山との関係だとか、あるいは港における明かりの問題とか、こういうような問題があって、最終的には難しいという判断をしたというふうには記憶にあるのです。

そのとき、山側でそういうような場所がないとか、いろいろな検討をした経過はあるようですが、ただ、ヘリポート構想という形で正式にこれを扱ったという記憶はございません。

武井委員

ここには大先輩の小林委員長もいるけれども、ヘリポートについては小林さんもうるさい方だったはずなのです。したがって、今のような部長答弁は、もう少し勉強してもらわないと、そんな答弁で「ああ、そうですか」というわけにはいかないのですよ。しかも、平成7年2定の予特の中でもいろいろとお尋ねしているわけなので、いろいろな候補地なども私はお答えで聞いています。

ですから、そういうようなことなどが出ているにもかかわらず、今のように、したと思うけれどもとか、何だとかでは困るのです。少なくとも代表質問で答弁になっているわけですから、そういうことをきちっとやっていただかないと、政治は継続ですから、何ぼ部署が変わってもきちっとやってほしいと。もう消えたようですから、これ以上しつこく言いませんが、そういうふうのひとつお願いをしたいと思います。

先ほど主幹から熱気球の話もありました。これは、以前にもゴールデンウィークの中でというような条件が含まれていたようなのですが、私は、非常に手に触れる、しかし、あれは大勢乗れないのです。あれは天候にも左右されるのです。十勝川温泉のホテルでもやっているのですが、朝起きると、きょうは熱気球やります、やりませんという看板が出るのです。そうしますと、ゴールデンウィークの中でも天候に恵まれなかったら、のろしを上げたけれども、さっぱりだめだということも出てくるわけです。お客さんは期待して来るわけですから、僕らがホテルに泊まっても、朝起きて看板を見なければわからないわけです。ですから、みんなあるものだと思って休みに来てみたら、熱気球はきょうは上がらないということでは困るのです。

ですから、そのあたりの徹底の仕方、それからもう一つは、あれはせいぜい四、五人しか乗れません。したがって、それらは、みんな恐らく、私は先月行ってきたのですけれども、十勝温泉あたりでは列を組んでいるのですね。ですから、そういうふうに行列になるぐらい人気があるにもかかわらず、来たところがやっていないと。こういうことでは困りますので、それらの対応策。

それから、もう一つは、これは、どのような組織といたしますか、どこが主体になってやるのか。

それから、三つ目は、今言ったように、本当にゴールデンウィークでもって日にちが限定されますし、あれは非常に人気があると思いますので、こういう実績などを見ながら、これから延長するような考え方はないのか、この三つについて。

(社教) 三好主幹

1点目ですが、熱気球の取扱いにつきましては、専門の業者の方へお願いするように聞いております。これは、ほかの地域でやっている業者なので、そちらの方へお願いするというふうに聞いております。

それから、雨天の場合とか風の強い場合、こういうことが想定されます。先ほど申しましたように、こういうイベントをやる場合には、事前告知を会社の方でやりたいと。そのチラシの中に、例えば、雨の場合は中止です、それから、風が4メートル、5メートルの場合は中止になることもありますということも触れていきたいというふうに思っています。当然、先ほど言いましたように、インターネットなどでもそういうような表示をしていきたいと思っております。自然現象なものですから、その場にならなければわからない条件もあるので、そこら辺は注意し

ながら行いたいと思っております。

それから、人気の点では、多分人気があると思います。聞くところによると、1回で6人乗れるようになっているようです。それで、場所が場所なものですから、構内でやる関係上、1機しか上げられません。そういうことで、お客さんに並んでいただくというような場面も想定できるというのは、私どもとしては心うれしいことでありまして、ぜひお集まり願いたいと思っておりますが、順次、会社等もそこら辺は危険のないような運びを行いたいと思っております。人気があれば、会社の方も、これはまだ正式に決まっているわけではありませんが、夏休みのときとか、また時期を見はからってお願いするようなこともあり得ると思います。

武井委員

ぜひとも空の方の対策も何とかして、そして採算のとれる20万人以上の集客の努力をしてほしい、こう思います。この項の最後なのですけれども、旧手宮機関庫が重要文化財の指定を受けるやに報道もされておりますし、この間の代表質問に対する答弁もございました。この見通しについてどのようになっているか、お聞きしたい。

社会教育部長

旧手宮機関庫、機関車庫でございますけれども、この見通しについてです。

これまで、文化庁、道教委とも協議をしていく中で、非常に貴重なものだということで、我が国で現存する最古の車庫であるということで、まず、学術的な評価も一つございまして、昨年の暮れ、庁内で重文に向けましての決定をいただきまして、小樽市として重文の指定に取り組もうということでした。

それで、指定のための一つの課題といいますか、J R 北海道の持ち物であるということで、その間、小樽市の所有という形での協議をいろいろと進めまして、今般、小樽市に無償譲渡をしていただく、そういうことで了解をいただきました。今、道教委なり国の方と進める中で、9月か10月に国の文化財審議会がございまして、そこでの文化財の指定に向けまして取組をしたいと思っております。

これからの取組としては、それに向けて、国、道教委と綿密な協議を進めながら実現できるように頑張っていきたい、このように考えております。

武井委員

これは、用途は秋ごろというふうに想定されているやに耳にしていますが、秋ごろというふうに理解していいのですか。

社会教育部長

文化財審議会の開催は、その年によりまして、9月のときもあるし、10月のときもあります。それで、市長から代表質問でお答えしましたように、秋口という意味はそういう意味でございまして、遅くとも10月ぐらいには文化財指定、こういったことを目指してまいりたいと思っております。

武井委員

成人式のあり方について

次に、成人式のあり方についてご質問をしたいのですが、これについて、内容の前段は述べません、これは代表質問で述べております。

しかし、ご答弁の中でも、若者のことを積極的に取り入れたい、こういう内容です。そのためには、新成人らが参画した実行委員会のような手法についても検討したいというふうに言っています。

したがって、この実行委員会なる会の構想、それからいつごろまで、来年1月といたら成人式ですから、いつごろまでこれらの意見を集約して実施の方向を見出すのか、これについてお答えください。

社会教育課長

ただいまの成人式の見直しについてですけれども、これまでの成人式も非常に多くの団体の方々にご協力をいただいているということもございまして、まず、これまで長い間、成人式に携わってこられた団体の方々の

ご意見なりをお伺いして、その中で、あわせてどういう形で若い方のご意見を聞くか、実行委員会方式にするのがいいのか、あるいは、懇談会形式にして若い方のご意見を聞いてやっていくのがいいのか、その辺も含めてご議論をいただいて、そして、それらの意見を尊重して新しい来年度の成人式に反映させていきたいと考えております。

その中で、当面、まずは今月23日に開催を予定しております社会教育委員会議で1回ご議論をいただいて、その後いろいろな団体の方のご意見をいただくような形の中で、できれば6月の第2回定例会ぐらまでの間に、どのような形で若い方の意見を聞くか、どのような手法で進めていくかという一定の方向性を決めていきたいと思っております。

武井委員

これは、せっかくめでたい成人の方々をお祝いしてやるべき中身ですから、今度はそれを主催者が変えようという意味ですから、これも非常に大きな意味だと思えます。190万円もの予算を持っているのですから、できるだけみんながよかったなと思えるような、生まれ変わったなというような成人式を行うようにひとつお願いをしたいと。ぜひ6月までに間に合うようにしていただきたいと思えます。

生徒指導補助員の問題について

この補助員は、心の悩みや不安について相談相手となることをねらいとしたと、こういう位置付けがございます。そういうこともあるので、適正配置による学校4校に配置したい、こう答弁しています。

私は、昨年の代表質問でもこの問題を、これから適正配置によって、非常に不安の心が出てくるから、こういうような人を配置してはというような、私は補助員とは言っていませんけれども、こういうようなことを申し上げました。それらがこういうふうになって出てきたことは、私は一定の評価はいたしております。しかし、相談の中身が非常に多いのです。

まず、ここでもって一つ聞きたいことは、補助員というのは、小樽市の教育委員会のあり方、発想を、道でも高く評価しているわけですが、ぜひとも、こういうような高い評価を受けた以上は、何も2年間どまりというようなことではなくて、さらに、いいこと、心のケアというのはこれからもあるわけですから、適正配置ばかりでいじめ問題が起こるわけではありません。不安はいつでもどこにもあるわけですから、こういうようなすばらしい取組は、ぜひとも、これからも長く続けていくべきではないかと思うのです。

教育長

今の生徒補助員の問題ですが、今回の措置は、市の負担によって、退職の先生などを中心に、養護経験があったり、就職経験のある方をお願いいたしたいなと思っております。

しかし、今後、共済組員法が変わりまして、定年の延長ということが1年ごとになされておまして、将来65歳までということで、その方が60歳で退職した後、雇用を希望するときには、給料はそのままというわけにはいきませんが、幾らか減額になって学校に採用される制度が普及してくると思っておりますので、そういう方々の活用も検討の視野に入れて、今の生徒補助、あるいは生徒の心のカウンセラーの指導に役立つことができるかどうか、検討してまいりたいというふうに考えております。

武井委員

それは継続のことでしょうか。

教育長

それが、結果的に、市費負担の補助員は一度中断いたしますけれども、制度としてはそれは継続されることになると思えます。

武井委員

ぜひともこういう制度は継続してほしいと思えます。

それから、皆さんは一生懸命努力していただいたことによることだろうと思えますけれども、非常に、相談窓口

が、子供さんを大事にする余りでしょうか、保健所を初めとして多くの相談窓口がいろいろあるわけです。青少年の相談指導、あるいは教育委員会の研究所にしる、あるいは今のカウンセラーにしる、あるいは相談員にしる、あるいはボランティアの会にしる、いろいろあるわけです。そうしますと、一体どこへ行ったらいいのか。これは、教育委員会に所属している三つのところはいいい。そのまますぐに教育指導ができますと思いますけれども、ほかのところ、保健所とか何とか、こういうふうにも五つも六つもあると、私は戸惑うのではないかと気がするのです。どこに相談したらいいかと。要するに、父母や子供さんのたらい回しをやられるのではないかと。

行政はたらい回しだとよく言われているのですけれども、これは私は非常に危惧するのですが、その対策は講じておるでしょうか。それとも、内部でもって、教育委員会だけではなく、保健所だとか、青少年相談室だとか、そういうところはみんな連絡調整がとれているのでしょうか。この辺についてお答えください。

(学教) 指導室長

相談窓口についてお答えいたします。

これにつきましては、市内には、教育研究所、研究所の中にも適応指導教室、それからスクールカウンセラー、こういう相談窓口があります。それから、私ども指導室でも相談を受けております。それから、市民部の青少年女性室、あるいは保健所の方にもございます。これらにつきましては、一元化されるということも一つの方法だと思います。

ただ、その中で、それぞれの相談の分野がございますので、相談をいただきましたら、例えば、私どもはその事例の中で相談を受けながら、これは青少年女性室の方が主として相談対象としてより効果的ではないかと思うときには、内部で連絡をとりながら、お子さん、あるいは保護者の方にお話しておりますし、私ども教育委員会の方にも同様の形で連絡をいただき、相互で連携を強めるようにということではいたしております。

ただ、この面につきましては、なお一層、連携のための努力が必要だと思っておりますので、今後また検討を進めてまいります。

武井委員

検討するということは、先ほど言いました教育委員会とは別の組織についても含めてというふうに理解していいのですか。

(学教) 指導室長

現状で検討の対象としますのは、例えば、私どものところに来た事例が、スクールカウンセラーが相談に応じるのが一番適していると判断いたしますときには、そこでやりますし、この事例は主に家庭生活に問題があるというような事例ですと、青少年女性室の方の相談窓口とそれぞれ個別に連絡をとりながら、そのまま相談を続けるか、市民部の方と連携をとりながら進めるかということによってやっておりますので、それぞれの窓口の連携を強める、相互に連携をとり合うということでの検討を進めてまいりたいと思います。組織の一元化というところまでは、今のところはまだ検討の素材には上がっておりません。

武井委員

私は、それは結構なのですけれども、今言ったように、あっちこっち聞いてみて、たらい回しというのを非常に危惧するのです。そういうことが起こらないのかどうか。教育委員会から保健所まで行くとなったら、歩いていくたって大変ですね。ですから、そういうように、みんな同じ庁舎の中にあるなら別なのだけれども、ばらばらになっている現状から見て、あそこへ行きなさい、ここへ行きなさいと、それは窓口で教えてくれるのはいいけれども、私は、先生方や子供や父母の方が相談に来たにもかかわらず、あっちへ行け、こっちへ行けというようなたらい回しが予想されるので、これは市長部局と教育長ブロックと両方関連するのですが、どなたかひとつぴしっとした答弁をお願いします。

青少年対策室長

先ほど教育委員会の方からお話ございましたように、私どもの方でも児童の相談に乗っておりますが、現実論で、今行われていることをお話ししますと、今、指導室長の方から話があったように、相談は、私の方で受けても、それから教育研究所の方で受けても、その相談の内容というのはいろいろと複雑なものですから、どちらが適当かというふうに判断いたしまして、それで、例えば、教育研究所で受けられた相談の内容が私どもの青少年女性室の家庭児童相談の方がいいということになれば、つまり、家庭の中に原因があるとか、そういうことでありますと、まず電話で、市民の方を巻き込まないで、それぞれ相談員同士で話をしまして、そして、研究所の相談員が実際に相談に来た方をお連れして私どもの方に来る。それから、逆の場合もあります。私どものところに来た相談が研究所の方がいいだろうということになれば、連絡をとり合って、そして一緒について行って相談をするというようなことで、今議員が心配されているような、言わばたらい回しというようなことはやっていないつもりでございますし、また、今後とも、先ほど指導室長が答弁したように、そこら辺の連携を十分とるような配慮をしていきたい、このように思っております。

武井委員

これはぜひとも、どうもまだすっきりしない、ぴしっと決まっていないところなのですが、研究の余地は十分あると思いますので、これはひとつ双方で関連してやってください。

児童虐待防止法について

最後の問題、これだけはぜひとも聞いておきたいと思います。これも教育委員会だと思いますが、児童虐待防止法の問題なのですけれども、早期発見に対して、教職員に対し啓発に努め、こういうふうに答えております。

私が非常に心配をするのは、虐待の判断、尺度というのは、どこまでが、これはプライバシーといいますか、人権侵害とか何とかは余りうるさく言わないという条件はついているようですけれども、尺度というか、先生方によって、校長先生を通じながら先生方が指導するという答弁ですけれども、個人差が出てくるのではないかなというような気がするのです。これは、あなた方から指導を受けた校長先生にも受け取り方があるでしょうし、校長先生から、さらにまた先生方に話をすると。みんなだんだんあやふやといいますか、正確に言ったつもりなの、最後の方に行ったらどうも正確でないような、そこにもってきて判断に個人差があるような気がするのですが、こういうものの尺度を最小限に薄めるといいますか、余り判断の狂いのないような方法にするべきだと思いますけれども、これらについてはどう指導するつもりですか。それを聞いて終わります。

(学教)指導室長

通報義務にかかわってですけれども、このことにつきましては、例えば、具体的なことで私どもがお話ししておりますのは、学校に来た児童・生徒に、例えば、殴られたような形跡がある、あるいは、十分に食事をとっていないような可能性がある、さらには、入浴等、保護者の保護のもとに行われていない可能性がある、そういうものについて教職員が連絡をしまして、そして専門のところで、その連絡内容に応じて、それが児童虐待に当たるのかどうかご判断いただくということですので、教職員が定義づけをして、こういう事例までということではないと考えておりますので、広く、心配のあるものについては連絡をいただくということでお願いしております。

教育長

学校に通ってきている児童・生徒の場合は、今、室長が答えたように、殴られた跡がないとか、どうも体から異臭がするとか、給食を待ちかねているようだとか、そういうことで発見することが多いわけです。その場合、担任の先生は、まず養護教諭に相談をして、養護教諭、校長とも相談をして、いわゆる学校担当の校医がいますから、お医者さんのところへ連れて行って決めてもらう。お医者さんの判断というのが、身体衰弱だとか、虐待の兆候の一番の証拠になりますので、そういう連携プレーとか協力体制がこれからずっと進められていかなければならない、そんなふうに考えております。

武井委員

終わります。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時00分

再開 午後3時20分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党、高橋委員。

高橋委員

環境問題について

昨年の平成12年、ごみができる限り出ないようにする循環型社会にしていくための法律ができました。環境型社会形成推進基本法というのができたわけですが、この基本法の目的と趣旨について説明をお願いします。

(環境)管理課長

この基本法でございますけれども、法の対象となるものは、有か無か、言うなれば値のあるもの、ないものを問わず、その廃棄物のうち、有用なものを循環資源として位置付けてございます。それで、その循環的な利用を促進していくというものでございます。

この基本法でございますけれども、初めて処理の優先順位をつけたということでございます。1番目に、発生抑制、次に再使用・再生利用、それから熱回収、そして適正処理をしていくということでございます。国や地方公共団体、それから事業者、それから国民の方々の責務を明確にしたというものでございます。

高橋委員

この基本法と一体的に整備をされた法律があると思います。その法律とこの基本法との位置付けについてお願いします。

(環境)管理課長

多分、リサイクル法の関係でございますけれども、一応この基本法の中で再生利用ということをおっしゃってございます。そういうことを打ち出して、特に廃棄物となるものの中でリサイクルしていくべきものを優先的に、優先度の高いものをリサイクル推進法という中で位置付ける。例えば、容器包装、それから家電、それから建設廃材、それから食品ということでございます。

高橋委員

あと、食品とかグリーン購入法とかあるかと思うのですが、まず、グリーン購入法について何点かお聞きしたいのですが、このグリーン購入法の目的と趣旨について説明をお願いします。

環境課長

グリーン購入法についてでございますけれども、先ほど管理課長の方から説明を申し上げましたリサイクル法を、需要側、要するに調達する側から推進する法律でございます。今のような循環型社会の基本法の枠組みの中で、環境負荷の低減に資する物品、要するに、環境に優しい製品、あるいはエコマーク商品とかと言った方がわかりやすいかと思うのですが、そういうものを普及するために、国あるいは地方自治体、事業者、そういうところで環境物品の調達を推進して、また、それについての情報提供を進める、こういう趣旨の法律でございます。

中身についてでございますけれども、つい最近でございますが、本年2月3日に国の方でグリーン購入についての基本方針が閣議決定されてございます。これに基づいて、今後、国の機関においてグリーン調達方針、それから、

地方自治体においては、努力義務でございますけれども、同様の調達方針を定めいくということになるのかと思います。

高橋委員

この法律の10条と11条に、地方公共団体の調達の推進だとか配慮、そういう内容がのっているかと思えますけれども、この点について説明をお願いします。

環境課長

地方公共団体において、先ほど申し上げましたように努力義務でございますけれども、小樽市におきましては、現在検討中の温暖化対策推進法の各条の規定によりまず実行計画、小樽市の事務事業にかかわる実行計画でございますが、その中で、省エネ・省資源と並んでグリーン購入についての推進、これをうたっております。

高橋委員

平成13年度の小樽市としての特定調達品目の種類と目標についてお願いします。

環境課長

特定調達品目につきましては、国の方で14分野 101品目について基本方針で定めておりますけれども、具体的な調達方針については今後の策定ということになるのかと思います。

高橋委員

次に、建設資材のリサイクル法についてお尋ねします。

この法律の目的と趣旨について、これもお願いします。

廃棄物対策課長

建設資材リサイクル法の目的と趣旨という話でございますが、建設廃棄物の発生量が増大しているということで、最終処分場などの延命化などの問題がございます。再び資源として利用していくということが強く求められ、このため、特定の建設資材について分別や解体、それから再資源化等を促進するという措置を講じなければならないということで、また、解体工事業者の登録制度を実施するというようなことによって、資源の有効利用と廃棄物の適正処理を実行するというを目的として制定されております。

主な内容でございますけれども、建築物の解体の際は、建築物に係る建設解体及び再資源化等を義務づけてございまして、工事の対象、規模については、今後、政令で決まるということになってございます。

リサイクルが義務づけられた資材で特定建設資材と言いますのは、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト、コンクリートの四つに分類されてございます。また、適切に解体されるように、解体事業者の登録制度を創設し、登録を義務づけるということになってございまして、実際に解体する上で技術上の管理をする管理者の選任も義務づけてございます。

なお、この法律につきましても、平成14年5月から適用されるということになってございます。

高橋委員

これにつきましては、政令がきちっと定まってからまた質問をさせていただきたいと思えます。

次に、一般質問で有害ごみについて質問をさせていただきました。乾電池が回収されるようになったのはいつからですか。

廃棄物対策課長

小樽市では昭和59年5月からということで扱ってございます。

高橋委員

その理由はどのようなことでしょうか。

廃棄物対策課長

これにつきましては、乾電池なのですけれども、それ以前に水銀に起因される公害問題等が発生いたしまして、

乾電池の中には水銀が入っているということで、昭和59年に厚生省の使用済み電池の引取り対策についてという通知に基づき回収してございます。

高橋委員

そのときに、蛍光管についての検討はなかったのでしょうか。

廃棄物対策課長

小樽市では、そのときにはなかったのではないかと思います。

高橋委員

今回、市長のご答弁で、埋立処分の対象物から除外する方向だということでご答弁いただきましたけれども、これはいつくらいをめどに考えているのですか。

廃棄物対策課長

蛍光管の収集についてということで、一般家庭からの蛍光管ということで、今の乾電池と同じような考え方でございますけれども、いつからということで、市長からのご答弁で申し上げたのですが、現在、収集体制が一番問題になるというふうに考えてございます。今回、市民から蛍光管回収についてのお話ございました。したがって、収集日と、実際にどんな車を使うか、どのような方法で集めればよいかということについて検討してまいります。

環境部長

私からちょっと補足させていただきますけれども、今、課長がお答えしましたのは一般家庭から出る分のお話でございますが、事業系の関係についても市長の方から答弁しております。

それは、民間処理が既に一部でやられていまして、今その体制がもう少し整うような状況になりつつありますので、そういったことで、民間処理の受入れ態勢ができた段階で、事業系のものにつきましては最終処分場の受入れ品目から外していく。それがいつごろになるかというあたりは、民間体制の整理のぐあいといいますか、進みぐあい、そういった中で判断していきたい、そのところをちょっとつけ加えさせていただきたいと思います。

高橋委員

いずれにしても、蛍光管については有害であるということが言われておりますので、できるだけ早く検討をお願いし、実施をしていただきたいというふうに思いますので、強く要望をお願いをしたいと思います。

佐野委員

時間の関係もありますので、代表質問でお聞きしたことを整理するような意味も含めて、基本的なことのみ確認をし、質問をさせていただきたいと思います。

新年度予算編成について

最初に、新年度予算編成に関してでございますが、新年度予算が提案されておりますけれども、一番関心があったのは、いわゆる財政再建5カ年計画と、まさに今の新年度予算と、どう整合性がつく予算なのかということに一番関心を持っておりました。折に触れて、市長は提案説明でもその話に触れておりますし、質問の中でもそういう立場でお聞きしています。おおよその回答もございましたけれども、重ねて何点か確認をさせていただきたい、こういうふうに思います。

第1点目は、新年度予算は、3会計合わせて、前年対比4.2%という伸び率、いわゆる5年ぶりの高い伸び率を示している。裏を返せば、積極型予算であった、こういうことです。裏を返せば、多様化する市民要望、要求にしっかりこたえた、こういう単年度予算の性格だというふうに思います。しかし、一方では、財政基金を16億大きく取り崩して、ちょっと言い方はあれですが、綱渡り的な財政運営であった。こういうことを考えますと、いわゆる財政健全化計画と新年度の積極型というのは、いまいち、すきっと落ちるものがない、これは皆さんの思いだろう

というふうに思います。

したがって、初年度にして16億円の大きなお金を切り崩してのスタートになっている状況を見たときに、だれしも心配するし、この財政健全化計画と新年度予算のとらえ方、整合性について、重ねて、わかりやすくご説明をいただきたい、こんなことを感じます。

財政部長

確かに、委員がおっしゃるように、今回の予算編成の一つの柱と申しますか、考え方は、健全化をどう進めていくかということです。しかしながら、健全化それ自体が目的ということではなくて、やはり、お話がありましたように、市民要望にどういうふうに答えていくかという面での健全化という形なわけでございます。

そういう中では、当初は、確かに歳入における市税収入とか、それから起債の導入で不確定要素が多分にあるのですね。そういう中では、どうしても歳入を低く見積もらなければならないという部分がございますから、そういう減債基金を一応持っているという中では、それを充当して歳入をかたく見積もった編成をするという特徴が一つございます。

それと、今回は、3カ年の実施計画も踏まえていますから、一定の事業費は盛り込まなければならないという部分もございました。そういう中で、見かけはちょっと財源不足が多かったらと思うかもしれませんが、私どもは、目標としています単年度収支の黒字、それと経常経費比率の削減、この辺を二つの大きな柱に掲げていますから、この目標に向かっては、予算執行上の運営の中でぜひとも成し遂げていきたい、このように考えてございます。

佐野委員

そういう観点はすごく理解できます。

この健全化計画というのは、まさにこれは、基本的には、このたび発表された21世紀プランの第2次実施計画が織り込まれていないわけですね。一方では実施計画がスタートした、一方では健全化計画にそれが織り込まれていない、こういう現状にあるわけで、もし取り込んだ場合の収支の見通しはどうか。そして、そのことが5年間の健全化計画とどう整合性がとれていくのかということも一つの課題なのです。その辺についてはいかがでしょうか。

財政部長

確かに、11月にお示ししましたものには3カ年の実施計画は入ってございません。それで、予算編成した段階で、13年度にシミュレーションしたものと数値がどうなのかということをはりながら編成をして13年度をかためたという経過がございます。それを踏まえて、その後の作業の中で14、15の事業費を積み上げた。その過程においては、当然、示した、予定の健全化計画の数字をはりながら積み上げをしていったと申しますが、試算をしていっていますので、大きく乖離はないというふうに思っていますけれども、今現在、シミュレーションの数字を入れた試算をし直ししています。ですから、その作業を今進めていますので、終了後には議会の方にもお示しできるだろうというふうに考えてございます。

佐野委員

精査はこれからということですが、十分に21世紀プランを取り込んだ整合性がとれる健全化計画になるという確信に立っている、こういう理解でよろしいですね。

それとも一つ、起債の元利償還の現状と、まさに今年、来年がピークになると思うのですけれども、今後の方向性、それとの健全化計画の兼ね合いも多分出てくると申しますので、その辺の見解を示していただきたい。

財政課長

前段の方の整合性のとれたという形のことにつきましては、今、部長が申しましたように、21世紀プラン自体が健全化を念頭に置きながら進めておりますし、今の大きな事業を拾っただけでも、お示ししたシミュレーションとはそれほど多くは違ってないだろうというふうに見込んでございますので、その辺につきましては、対策に挙げ

ましたような健全化の項目について着実に進めてまいりたい、そのことによって実施計画を成し遂げていきたいというふうには思っています。

それから、公債費でございますけれども、今のところ、ピークは12年度の借入れまでをもとにいたしまして、15年度が全会計の償還のピークとなります。今現在、申し上げましたように、実施計画を踏まえて、それらの事業に伴う公債費も洗い直してございますので、そのピークが若干ずれるかとも思いますけれども、それにしても、13、14、15、あるいは、15年度の後、16、17あたりに向けましてはそれほど大きな変化はないのではないかと。いずれにしましても、15年過ぎあたりがピークになるのではないかとというふうには考えてございます。

佐野委員

いわゆるここ二、三年が胸突き八丁で、大変な財政運営だと。一方では、病院の新築問題もあれば、焼却場の新設など、いろいろまだ見えない部分がたくさんあるということで、そういう意味では、初年度、ちょっと不安は残るけれども、まさに積極型予算編成であったらう、これは重ねて評価しておきたい、こういうふうにあります。

人口問題について

次に、人口問題で何点かお聞きしました。代表質問の原稿を整理したのが2月20日でございます。そのときの住民基本台帳人口が15万 1,581人で、国調人口が15万 678人でした。以降、毎日、一日で減ったり増えたりしていると思いますので、今日現在の人口というのわかりますか。毎日押さえていますね。

戸籍住民課長

月ごとに統計は出しておりますけれども、毎日にはわかりません。申しわけありません。後からご報告申し上げます。

佐野委員

大きな差はないと思います。

それで、自然動態とか、社会動態にして、この5年間の推計で、平均約 1,300人ペースで人口が減ってきている、これは数字的データなのです、5年間平均で。この現実をきちっと見た場合に、15万人台割れは来年のちょうど今ごろになるのかなということをご代表質問で予測的に発言をいたしました。現状でいけば15万人を割る、私はこのように予測というか、心配をしているのですけれども、企画部長と市民部長は来年の今ごろはどういうふうになっていると思うか、参考までに感想を聞いておきたいと思います。

企画部長

人口の予測というのはなかなか難しいわけですが、今までの減少状況を見ますと、今のご質問にありましたように、非常に厳しい状況にあるかなと。特に、国調の数字につきましても、昨年10月1日現在で15万 677人ということで、5年間で六千数百人落ちているということでございますので、1年間の平均で考えますと、先ほどおっしゃったようなことになるということで考えていきますと、やはり15万人の線を維持するのは非常に厳しい状況にあるのかなというふうには感じております。

市民部長

ここ数年間の1年間の人口の減少数を見ておきますと、今、企画部長がおっしゃいましたように、15万人の維持は大変難しいのかな、大変厳しい状況にある、このように理解しております。

佐野委員

これは期待して言っているわけではないのですけれども、現実には現実として直視して、本当に大変なことなのかなと。こういうふうの一つの目安としての15万人台を切るということが、さまざまな形で、イメージ的にも、あるいは政策的にも、何らかの影響が出るのではないかと、こういうことはだれしもが心配している話であって、また、人口対策はしっかりしていかなければならないことだ、このように言っておきたいと思っております。

代表質問で申し上げておりますし、何回も申し上げているのですけれども、この人口対策、人口増政策というの

は一つの政策ではあり得ないということははっきりしている話で、例えば、経済政策だとか、地域の活性化政策だとか、あるいは社会福祉だとか、教育だとか、いろいろなあらゆる政策が総合的に、有機的に結合して、その結果として人口が増えていく、こういう性格なのですよ。

ですから、一つやったから増えたという話にはならない、必ずそう言える話であって、そういう考え方というのは皆さんも我々も認識しているのですけれども、市長のご答弁を聞いていますと、そういったことを述べているのですが、何となく緊迫感がない答弁なのかなと、15万人が割れるということに何となく緊迫感がない、そういうことを率直に感じました。

やはり、この15万人が割れる、まさに心配がそこにあると考えたときに、もっと具体的に効果の出る政策は考えられないのかな、これもまただれしも思うことなので、その辺について、効果のある特効薬はないとは思っているもの、もっとめり張りのついた人口増対策、政策というものをきちっと考えるべきだ、こういう感じを受けているのですけれども、これはどなたかに答弁していただきたい。

企画部長

人口問題はいろいろな要素を抱えております。いろいろな要素の中から、結果として、お話がありましたように、それが形として出てくるだろう、こういうふうに思っています。

特に本市の特徴を見ますと、転出、転入の状況というのをちょっと見てみますと、転入の関係が、ちょうど10年前から見ますと大体1,400人ぐらい落ちているという状況があります。それから、逆に、転出の方は、六千七、八百台でずっと出ていっている、こういうふうな一つの大きな特色があります。要するに、転入が少なくなってきて、転出は依然として同じような傾向がある、こういうふうなことは一つ大きく言えようかと思えます。ただ、この中で、大型の複合商業施設ができた年の転出はかなりおさまっている、こういうふうな状況がございます。

そんな中で、やはり、人口を考えたときに、一番大きなことは、まずそこに住むための経済的なバックボーンと申しますか、こういうことがまず必要ではないか、こういうことを考えますと、やはり、経済振興と申しますか、産業振興、これはどうしてもきちっと位置付けていかなければならない問題である、まずこういうふうにお思っております。

それからもう一つは、小樽へ来たら住みやすい、あるいは小樽に住みたい、こういうようなことをすることによって転出を抑えられる。もう一つは、札幌に近いと。逆の考え方をしますと、札幌に通勤できるのだ、こういうふうな土地にもあるわけですから、その辺のことも念頭に置きながら、住対策と申しますか、なかなか難しい部分でございまして、そういうようなものをかなり意識しながら考えていかなければならないだろうと。

例えば、住対策の中で考えられますのは、札幌 - 小樽間の中で何がネックになるかということ、地形的な問題、あるいは自然現象、そういうようなものが通勤に対する一つの不安になったり、逆に、札幌に住んだ方が通勤手当が少なくて済むとか、いろいろな要素があるのではないかと申すように考えております。そんなようなことを考えながら、先ほど言いましたように、雇用枠の拡大というのは大命題になるだろうと。それと同時に、当然、小樽に住みつく、こういうふうな形でその部分をどう考えるか、こういうようなことが大きな二つの要素になるのではないかと申すように思っています。

佐野委員

企画部長にしてしかりで、総論には納得してお互いにやるのだけれども、各論になると難しい話になってしまうということなのです。雇用枠の拡大とか、いろいろなことをおっしゃるけれども、やっぱり、具体的に効果があるというのは、若者がどう定着するか、若者イコール具体的には学卒者、高校、大学がきちっと小樽に定着する、就職をするということが、年次ごとにきちっとやれば、結果の出る具体的な施策というか、方向性の一つだと思います。

お答えのように、今年も大学卒業者で10%、10人に1人でしょう、小樽に残ったのは。それから、高校卒業者の

50%ですよ、市内に残ったのは、やっぱり、もっと努力すれば、もっと官民一体になれば、この数字をもうちょっと上げることだってできるのではないかと、こういうようなことを考えます。いろいろとご苦労をしているということは聞いていますけれども、やはり、若者が定着をするということは、そこに必ず経済性なり生産性というものがあるわけですから、そこはねらい目だと、しっかりした総論ばかり言っていないで、具体的にそこにターゲットを置いて施策をしていく、こういうことがなければ、ただ総論ばかり言っていたって話にはならぬぞ、こういう話になるわけです。

今年の学卒者の市内の傾向性というか、過去に比べてどうなっているか、参考までにお示ししていただきたいと思えます。

(経済)藤原主幹

高校生の部分でいきますと、昨年1月末現在で、小樽市内に就職を希望されている方で、管内に就職が決まっている方が48%、今年につきましては45.4%と昨年よりは若干下回っている状況にあります。大学などにお聞きした中でも、やはり、例年同様の定着率というようなことでお聞きしております。

ただ、今、委員がおっしゃいましたように、具体的な小樽市内に残るような施策ということで、昨年からですけれども、小樽市内に残っていただくのに、高校生につきましては、市内の企業を知らないということが一つのネックにもなっておりまして、そういう意味では、以前から企業ガイドとか企業見学会とかで市内の企業を知ってもらうということを学生に努めてもらっております。そのほかに、市内の企業の方で、インターンシップ等で、実際に高校生が働いていけるのかということの部分でインターンシップという推進を行いました。今年につきましては、職安の協力のもとで、これまで、大学生とかにつきましては、実際に企業見学というか、企業等を訪問してそれぞれ本人たちが売り込むというようなことはできるのですけれども、高校生につきましては、学校から紹介された方だけということで、企業側の方からも、実際にうちの企業で使っていけるのかどうかということの、ミスマッチとよく言われているのですが、その辺がありますので、求人を出す前にいい子がいたら実際に雇いましょうということの場を設けました。これは、答弁もさせていただいたのですけれども、1月中過ぎに18社の参加をいただきまして、小樽管内の高校生八十数名が参加いたしまして、そのうち二十数名がそれぞれ内定をいただいておりますので、2月の段階では率としては少し上がるのではないかと考えております。

ただ、この中での反省点といたしまして、時期的なものとか、そういうようなものが企業側の方からも出てきましたので、来年度に向けてはその辺も検討していきたいと思っております。

佐野委員

おっしゃるように、努力したかいがあれば少しは伸びる、こういうお話も少しあったと思えます。ですから、何回も言うように、総合的な施策も大事だけれども、努力をすることは努力をする、具体的なことはきちっとやるということが大事なことだろうと思えます。

よく、若い人方が地元で定着するために、例えば、娯楽だとか、スポーツだとか、そういう施設があるとか、ないとか、こういう議論になるのですけれども、それでは具体的にどうするのですか、それがどう政策に反映されていくか、ここのところだっけきちっと考えていかなければならない。例えば、小樽市の家賃が高いと。学生などに言えば、薬科大学だとか小樽商大などでは、小樽に住みたいのだけれども、家賃が高くて札幌から通っているという実例がたくさんあるわけです。そういうことがあると、やはり何がポイントなのかということ具体的にやらなければ、ただ経済政策が、福祉が、社会が、教育が大事で総合的に人口対策だなどと言っているうちに15万人を切ってしまう、こういう心配で私は言っている話であります。

今後、先ほど藤原主幹が言われたような具体的な手当て、こういったこともやりながら、1人でも2人でも定着させていくのだと、優良な宅地開発も含めて、都市計画も含めてきちっと先を見た努力をやっていかなければ、15万台を割れ込むぞ、ダメージが大きいな、こういうことになるというふうに私は思いますので、重ねてその辺の見

解を伺っておきたいと。

市長

人口対策は、これという切り札とありますが、なかなか見当たらないのですけれども、先ほどご指摘のように、いろいろな部分で総合的に対策を進めていくということと、個々、具体的な問題について取り組んでいく、これが大事だと思います。

それで、昨年来、建築都市部の方に、若年者に対する家賃助成、こんなことが考えられないかということで検討させました。年末に一定の検討結果が出たのですけれども、なかなかいろいろな課題があって、お年寄りの多いまちで、老人対策でそういう家賃制度はないのかという問題も出てくるぞと、またいろいろなネックがあるわけですし、これについては、また引き続き、新年度も検討していきたいと思っています。

それから、私も、先月、JR本社に行って、何とか朝の快速で申入れをしたのです。これは、商工会議所の会頭と一緒に行きましたけれども、JR側としても、現在の普通列車を間引きすることに沿線の皆さん方から文句が出ないのですか、文句が出ないのであれば間引きをして、そこに快速列車を走らせるのですねというような話もありました。それから、引き込み線というのですか、待避線というのですか、そういうものも設置できれば快速は可能だと。いろいろな問題点はあるのですけれども、いずれにいたしましても、こういった問題についても、今後、双方で工夫しましょうというような話がありましたので、こういう問題についてまたそれぞれ市と会議所とJRの方と検討していきたい、取組をしていきたいと。ですから、個々の問題にそれぞれ立ち至って検討していく時期だろう、こういうふうに思っていますので、もう少し時間をかしてください。

15万人割れについては、当然、危機感を持って対応しています。

佐野委員

ともに頑張りましょうという話で終わりたいと思います。

道立小児総合センターの存続について

あとは、まとめるような形でお聞きします。

道立小児総合センターの存続ということで、これまた心配の質問をいたしました。北海道として、13年度の新年度予算に、仮称小樽総合医療・療育センター基本計画検討予算、200万円ぐらいだそうです。わずかなのですけれども、計上されて、いよいよ北海道としても、予算ですから、金額は別にして、手稲と銭函と一緒にしてスタートしたという話で、ちょっと心配で、昨年12月にも、全会派が一致して、何とか銭函の小児総合センターが残るよという存続運動をしているわけですから、その辺の見解についてお聞きいたしました。市長のご答弁は、存続につきましては大変に厳しい状況であると認識していると。いわゆる厳しい、難しいという判断ですから、具体的に何をもって厳しい認識だというふうにお答えになられたのか、中身について見解を求めておきたい。

市長

この問題につきましても、12月に会派の皆さんに陳情に行っていました。私も、1月に入りましてから、知事に直接お会いをしまして、ぜひ小樽存続についてお願いしたいということでお話をしました。

知事も、当然、小樽にある施設ですから、小樽にはぜひ残したいのだという気持ちはあるようですけれども、道としても、今、手稲の療育センターと合築をするといいますか、小児センターと両方兼ね備えたものをつくりたいのだ、こういうことで約200億円ぐらいかかるのだという話なのです。それでは、小樽でもって適地を探しますからということで、うちの方も何カ所か土地を提示してやっているのですが、道も、現在、手稲に道有地があるものですから、道としては道有地にぜひ建てたいのだ、何も札幌一極集中は考えていないのだけれども、金の都合でどうしてもそっちへ行きたいのだ、そんなことで大変厳しいというふうに申し上げました。私の方は、200億かかるのだから、そのうちの1割ぐらいが土地代だって大したことはないのではないかと知事にも話したのですが、小樽市で少し金を出してくれるかいと言うから、小樽も病院つくるのに土地を買わなければいけないからそれはちょっ

と難しいけれども、何とか小樽市内でお願いしたいと重ねてお願いしてきました。

それから、山口副知事にもお会いして同じようをお願いしましたが、下へ行けば下へ行くほど厳しい返事が返ってくるものですから問題なのです。ただ、小樽にある土地を、生活福祉部ですか、道の方の担当者がうちで提示しました土地を現地視察したということで、少しは考えてくれているのかなと思います。

ただ、今回、200万円の調査費ですから、一時少し延ばしたと、今すぐの結論を延ばしたという感じでございますので、引き続き、議会の方と一緒に道の方に要請をしていきたい、こう思いますので、よろしくお願いたします。

佐野委員

知事にも会って、副知事にも会って、その結果として大変厳しいということですから、これ以上どうすればいいのだという話になるのです。200万円の調査費が道についたと。200万円ですから、多分、先例都市の視察調査費程度のものでしょう。しかし、間違いなくやることははっきりしているわけですから、いつになるか、基本計画なり実施計画を立てて、ゴーサインというのはいずれかのときに来るわけですが、一つは、もう一方では、現実的に手稲の肢体不自由児の総合センターというのは2ヘクタールぐらいあって、すぐ隣に道の道営住宅が4ヘクタールぐらいあって、合わせてぴったりなのです。当然、道も財政難ですから、小樽だって同じ財政難と。そうなったときに、小樽市に新しい土地を求めて200億円のことをやるのかといたら、これは常識的にかなり厳しいという話なのです。けれども、まだ頑張ろうという話を今市長がするわけで、その頑張ろうという気持ちは我々も同じです。

しかし、現実には現実として、どう見定めていくかというこの問題を考えなくてはいけないなど。土地利用だとか、銭函地区の長く貢献してきた小児総合センターがいずれなくなるわけですから、そういう前提で進んでいるわけですから、それを含めてどうするのだということを、もっと知恵を出すべきだと、多少時間があってもね。だから、反対、反対、残せ、残せだけではなく、現実はどうなのかということももっと視野に入れるべきではないか、こういうふうには私は思うので、その点は議会も行政も市長も一緒になっていい知恵を出す必要があるということだけは言っておきたいと思います。

どん底に水を差すという話かもしれませんが、残せるなら残す、そういうことは当然のこととして、しかし、選択を考えておかなければ後で大変なことになるぞということも含めて申し上げておきたい、こういうふうになります。

市長

確かに、今は厳しいですという話の中に、あとは知事の政策判断といいますか、政治判断でやらざるを得ないだろうと。事務担当者としては、当然、財政部担当者に言われるわけですから、土地代のかからないところに建てると言われるのは当然だと思います。あとは、政治判断でぜひお願いしたいというふうに思っています。

ただ、もう一方で、もし札幌へ行った場合に、それでは小樽で何ができるのか、そういうことも小樽で検討してみてくださいというような話もいただいておりますので、それは既に企画部を通しまして庁内で検討を始めていますので、また相談していきたいと思っております。

佐野委員

湯鹿里荘について

最後の項目の質問で、湯鹿里荘をやめます。

これも取り上げておきました。当面する検討課題ということで、いわゆる湯鹿里荘について、中央バスが平成13年度から湯鹿里荘の運営をやめます、こういうことなのですが、中央バスがやめる本当の理由は何でしょうか。

(経済)後藤主幹

湯鹿里荘につきましては、今までの経過は、平成10年4月から、北海道中央バスに、今までの運営が大変厳しい中、引き続き運営をお願いしたという経過がございます。その中におきましても、入館者の減少という大きな問題

がございますし、それから、昨年、洞爺山水ホテルの問題もございますので、本会議で答弁させていただきましたように、総合的に判断しまして、新年度からは継続を求めることは困難ではないかという結論で、3月末をもって運営を終了させていただくという結果になった次第でございます。

佐野委員

入館者が減少すれば、当然、経営的にも大変だということは理解できます。

しかし、これは、経緯、経過のある話で、だからといって、「はい、そうですか」という話にはならないような要素が一方ではあるということです。減ったとはいえども、3万6,000人の人が利用している施設ですから、それを、今言う理由だけで「はい、そうですか」ということにはならない。むしろ、私は、去年、例の洞爺山水ホテルが来る、来ないというときに、経済部の方から、山水ホテルが来るので、中央バスさん、あなたはもう来年からはいいですよ、身をお引き取りになって結構ですと言ったからやめるという話ではないのかなというふうに勘ぐっているのですけれども、その辺の事実関係はどうなのでしょう。

経済部次長

ただいま委員からご指摘がございましたけれども、確かに、昨年春に山水のお話がございます、あの時点では、6月の議会で議案として提出させていただきましたが、中央バスには、その時点で、一応、営業の方については中央バスの手を離れるということでお話をした経過がございます。しかし、あの件が白紙に戻ったということもございまして、むしろ、中央バスには引き続き、何か利用者の方への影響ということもございまして、逆に今年度末までに延ばしていただいたということで協力を求めたというのが実際の経過でございます。

佐野委員

だから、もしその山水ホテルの問題がなければ、中央バスは少くも赤字でも頑張ろうという決意をしていたかもしれない。それを、6月に、山水ホテルが来るから、中央バスはご辞退願いますと言って、来なくなったらまたお願いしますということだから、それはやる気のある人もやる気をなくす話です。ですから、そういう意味で小樽市に多少なりの責任はあるのではないですかという話ですが、その責任を追及する気はありません。そういう結果であるということで、いずれにしても、そういったことで3万6,000人の人が、来月からはもう入りたくても入れないという話なのです。

それで、市長のご答弁では、今後の跡地というか、今後の対応については、朝里川温泉地域の振興の観点から、現在の湯鹿里荘の利用形態を継続した形で売却をしたいと。つまり、今の形態を残しながら、買う人がいたら買って、第三者的に経営をしてほしいのだ、こういう答弁をしているのです。

ですから、いつまでにめどをつけるのか、売却をしたいという単なる希望なのか、具体的に今そういう話があったらこういう答弁になっているのか、ここのところは大事なことです、そんなに細かい中身は要りませんから、その観点だけを説明してください。

(経済)後藤主幹

実際に引き合いがあるのかという話だと思いますけれども、買いたいという希望の話はございます。それも含めまして、今後、売却したいというふうな答弁にさせていただきたいということでございます。

佐野委員

具体的に売却の話があって、その話が進んでいる、こういう認識でよろしいですね。

その場合も、当然、市長答弁にあるように、現在の湯鹿里荘の形態を継続した形であることが原則になっていきますので、いずれにしても、朝里温泉地区が振興するという大きな観点があるわけですから、そういう方向で努力をしていただきたい、このように思います。

最後に、札幌の北区のある婦人から電話をいただいたのです。この方は、毎月3回、ボランティア活動として、3人の婦人が1組になって10人のお年寄りを車で連れて、入浴的なボランティアで湯鹿里荘を利用しているという

のです。その辺にある温泉施設と違って、朝里温泉というのは、食事も自分たちで用意できるし、結構自由にできるというようなことがあって、ボランティアの人方は、地域のお年寄りを連れて、月に3回も利用していたのに、それがもうなくなると聞いて大変びっくりしたと。皆さんで署名運動でもやって存続しようかと、こういう電話をいただいたのですけれども、簡単な経緯だけ、市長になりかわって説明しておいたのです。

ですから、その辺のことに對して、市内だけではなくて、恐らく、そういう人方があの温泉を使っていたはずで、あるいはまた、残念に思っている人がたくさんいるわけですから、きちっと小樽市として、中央バスもそうすけれども、小樽市として、やめるという説明というか、通知というか、こういうことをきちっとやるのが責任ではないのか、こういうふうにするので、その辺の見解を聞いて終わりたいと思います。

経済部次長

ただいま委員からもご指摘がございましたように、確かに入館者数が減ってると言いましても、3万6,000の方がご利用されている施設だということが一つございますので、私どもは、当然、そういう利用者の方にいろいろご迷惑をおかけするという形になるということについては十分実感してございます。それで、本会議でもご答弁いたしましたように、従前の湯鹿里荘の利用形態を踏まえてというのは、やはり、そういった日帰り施設というものも当然考えていかなければいけないだろうとは思ってございます。

しかし、この日帰り入浴施設だけの経営ということは、中央バスがこれだけいろいろ大変ご苦労されているという中で、どちらかに売却整理しましても、それだけでいいのかという問題も当然出てきますけれども、やはり、私どもとしては、売却に当たりましては、そういった日帰りのものを条件的なものとして、もし仮に売却という形で公募するにしましても、そういったものを条件としてつけていきたいというふうにご考慮いただいております。

それで、後段の利用者の皆さんへの周知の方法でございますが、今お話しのように、団体的に利用されている方もいらっしゃるということでございますので、当然、別途、皆さんに対する周知というのは、今、中央バスは湯鹿里荘の玄関のところに周知のポスターを出してございますけれども、小樽市としても当然考えていかなければならないと思いますし、今のように団体的に、定期的に利用されている方につきましても、中央バスの方と打ち合わせをしまして、そういった周知につきましてもできる限り早目にさせていただくような形を検討してまいりたいと考えております。

委員長

それでは、公明党の質疑を終結し、市民クラブに移ります。

斉藤(裕)委員

新焼却場について

新焼却場関連、代表質問に関連してお尋ねいたします。

まず最初に、市長にお尋ねしたいのですけれども、市長は、環境部長が全都清から委嘱を受けた評価委員である、このことをお知りになったのはいつですか。

市長

日付までちょっと覚えていませんけれども、評価委員会の設置のころですから、10月の初めか9月の末ごろではないかと思っております。

斉藤(裕)委員

環境部長にお尋ねしますが、昨日の部長答弁です。20社ぐらいのリストの中から6社を選んだ、これはどういう経緯なのだということです。そうしたら、再質問にはこう答えられているのです。1回目の委員会で、6社を、こういう形でプロポーザル参加を求めることにしたということの協議書が来ておまして、それについては了

承する形にしてございますと答えています。

しかし、私が昨日指摘したように、協議書には6社の記載はありません。

まず、これは答弁の間違いですね。これを確認します。

環境部長

昨日の再質問のときに、たしか私は協議書という言葉を使ってございましたけれども、その後、資料が手元に届いた中で、協議書ではなくて、報告書であったということでありましたので、再々答弁の中でそのあたりを修正させていただいて答弁した、そういうふうにご理解いただきたいと思います。

斉藤(裕)委員

再々質問の答弁で修正したと。どこのことですか。

環境部長

最後に、再々質問の後に、市長が、環境部長が答弁しますというふうな中で、そのあたりで私の方からかなり長い答弁をしていますけれども、その中では、協議書という言葉は使っていません。協議をしたのは、一般的に各種の基準の部分だけでありましてと、そういう形の中で、報告書で処理をしたということの答弁をさせていただいております。

斉藤(裕)委員

報告書というのは10月11日のやつでしょう。それはおかしいのではないですか。いいですか。10月2日の委員会で、今日、資料が出てきました議事の中で、コンサルタントの選定基準を話し合った、これに基づいて、5日には既にこの6社に関係資料を発送しているのです。この確認はどの場面であったのですか。これは報告書だけ返ってきましたよと。10月3日に話し合われたことから、5日に発送するまでの間にどういう意思決定がなされたのですか。

環境部副参事

10月3日の協議書の内容でございますけれども、3日の協議書の内容については、別冊仕様書の第42項で、技術提案コンサルタントの選定基準、それからプロポーザルの評価基準、それから北後志地域広域ごみ処理施設整備事業計画等技術提案応募要領、これを協議されております。ご指摘のように、6社の名前等はございません。

ただ、この契約書、別冊仕様書の中には、6社、技術提案参加コンサルタント名を推進協議会と協議する、こういう条項にはなってございませんので、代表質問の中で部長が答弁しましたとおり、6社がそれぞれ参加の応諾をした段階で全都清の方から報告があった、あわせて6社の報告があった、そういう形でご理解をしていただきたいというふうに考えております。

斉藤(裕)委員

協議をすることにはなってないと。

別紙仕様書の第4条第2項の選定基準、これをちょっと説明してください。

環境部副参事

別冊仕様書の4条第2項、選定基準等というふうになってございます。第4条の第1項は、「乙は、業務の公正かつ適正な履行のため、技術提案を行うコンサルタントの選定基準、その他必要な基準等を定めなければならない。」、第1項はこういうふうになっています。第2項は、「乙は、前項の基準を定める場合は、あらかじめ甲と協議をしなければならない。」、こういうふうになっています。

斉藤(裕)委員

この選定基準は、事前に協議をしなければならないとなっておりますね。これとは違うのですか。

今おっしゃった選定基準は、あらかじめ協議をしなければならないと。そして、こちらにも選定基準を書いていますよ、3日のやつも。参加コンサルタントの選定基準、こちらにも、技術提案を行うコンサルタント、これは参

加コンサルタントですね。選定基準、これは同じではないのですか。つまり、評価委員会だって協議すると書いてあるのですよ。

そうすると、3日に成果品として受け取った協議書ですね。これは、この条文に基づいて協議書が来ているのではないですか。その中に、3日に入っていたものが欠落しているのだから、それはおかしいではないかと書いているのです。だれが聞いてもそういう話ではないですか。

環境部副参事

申しわけございません。

欠落していたのは何でございましょうか。

斉藤(裕)委員

6社の名前。

環境部副参事

6社の名前は選定基準ではございませんで、結果でございますから、そういう意味で、選定基準という案は議論をしたと。ただ、その中で、6社を選定するという事は、協議書の中では、選定された6社を私どもと協議するという事にはなっていない、こういうことでございます。

斉藤(裕)委員

それでは、5社と1社を決めたのは選定基準ではないのですか。上位5社と地元1社というのは選定基準でしょう。

これは、なぜかという、大津部長が全都清と一番最初に打合せをしたときに、全都清との意見交換の中では、最大10社程度のコンサルを候補に挙げるという記述があるのです。それが、今回、建設省から云々というくだりの中で5社になっているのです。そうしたら、これは、ここの協議内容にきちんと上げるべきなのではないですか。個人的な私企業の名前を挙げるのはだめなのだったら、5社、そして地元1社、これはどこで決めたのですか。おかしいではありませんか。この協議書の中には、地元1社などということは書いていないのです。5社とも書いていないのです。6社とも書いていないのです。選定基準そのものではないのですか。入り口なのだから。

環境部副参事

選定基準に基づきまして、20社のうちから6社を選定した、こういう形になってございます。その選定基準は、その審査委員会の中でこういう基準にしようということで決めているということでございます。

斉藤(裕)委員

平行線をたどりますから、私は、10月2日の契約行為そのものが不思議だなと思っているのです。全都清の契約書の締結伺い、この起案がされました。起案日がその日です。2日です。そして、契約がその日にされました。業務監督員の指名、委員会の協議書が出ました。評価委員会をつくっていいですかというのが同日に出ています。それで、同日に、いいですよと回答しています。そして、大津部長に評価委員になってくださいと依頼書が来ています。そして、同日に、いいですよと回答しています。さらに、最後には、明日やるから集まってくれと、これが1日で行われているのですよ。どういう形で、これは、具体的に言ってください。本会議では細か過ぎて言えなかったけれども、だれが持って、持ってきたのでしょうか、きっと。持ってきて、判こを押してというのを繰り返したのでしょうか。違うのですか。それとも、起案する前に、原本に全部判こを押して、全都清は持っていたのですか。その辺を詳しく教えてください。また、この順番でいいのでしょうか。

環境部副参事

当日の契約の関係でございますけれども、私どもは、平成14年度の着工ということで、その当時、目指しておりました。そのためには、12月の第4回定例会で、コンサルタントの決定なり、それからコンサルタントに委託する費用を予算化する必要がございました。そうしますと、予算の市長ヒアリング等を考慮しますと、11月中旬までに

はそういったものがなければならない、こういう状況にございました。

それで、全国都市清掃会議に、このプロポーザルはどの程度の時間がかかるのか、参加の応諾だとか、技術提案を作成していただく時間、ヒアリング、まとめる時間、そういうことを聞きましたところ、大体1カ月半程度かかる、こういうような全都清の答弁でございました。その段階で、1カ月半程度となると。そうすると、10月の初めないし9月末にはそういったことをしなければならない、こういうふうに考えてございました。

ところが、予算の関係もございまして、5町村がそれぞれ500万円ずつ、2,500万円の予算を持ち寄って2,500万円にする、それで、その予算の中からそれぞれ執行していこう、こういうことになってございましたので、9月28日の木曜日に北後志の推進協議会、これは、市長なり町村長が出席する会議でございましてけれども、その28日の日に、予算案と、全国都市清掃会議に業務委託をする、コンサルタント選定の業務委託をする、こういうことを決めてございます。

それ以降、先ほどの斉藤(裕)委員のお話にも、5日には、コンサルタントに、応募の、参加しますかといったような書類を出すというような期限がございましたので、そのあたりは十分に事前準備を重ねまして、10月2日に契約をするような手続の書類などをそれぞれ準備しながら進めてきた、こういうことでございます。

斉藤(裕)委員

議事進行について。

今の副参事の答弁というのは、本会議答弁で出ているのです。言っているのですよ。それで、今、私が聞いたのは、具体的に、10月2日に、相手方が持ち込んだのか、午前なのか、午後なのか、だれが決裁に回ったのか、そういう具体的なことを聞いています。余計なことを答弁させないでください。

環境部副参事

そういう事前準備の中では、どういった内容の書類が必要なのか、そういったことも含めまして、全国都市清掃会議からは、10月2日に郵送で書類が送られてきていますので、それに基づきながら進めましたということでございます。

斉藤(裕)委員

郵送で契約書が来ていたのですか。郵送で。ちょっと待ってください。もう一度、整理しますよ。

それでは、小樽市では、2日に起案を起こして、その決裁が出る。向こうから郵送で来た。判こを押して、そのときに契約成立ですね。そうしたら、まず、2日に郵送で届いているということは、やはり契約書は前に送っていたと。そして、契約が成立してから、そして、今度は評価委員会のやつも、人が来ていないのだったら、審議会がいいですかと言ったやつも送り返しているのですか、そうしたら。ちょっともう一回整理してください。

具体的に聞きます。契約書は郵送で来たのはわかりました。業務監督員の指名の通知がありますね。それは金田副参事のことです。これも郵送で送り返したのですか。審査委員会を開いていいですか、設置していいですかという協議書が来ています。これも郵送ですか。回答書も郵送ですか。これをちょっと教えてください。

環境部副参事

契約締結した段階では、その2日以降に伺いをとりまして、小樽市の協議会の会長の公印を押してございますので、その2日の日には契約は成立した、こういうふうに考えております。そのための、例えば、全都清からのいろいろな書類関係については、一括、そういった方の書類は送られてきた、こういう形で思っていたかと思っております。

斉藤(裕)委員

一括で送られてきたというやつは、具体的に何と何と何が送られてきたのですか。そして、送り返したのは何と何と何ですか。

環境部副参事

書類のやりとりの関係でございますけれども、日付を押さえてございませんが、業務監督員の指定について、それから業務責任者と主任技術者の選任届、業務工程表、そういったものがございます。それから、第1回特定評価委員会の開催の通知などがございます。それぞれ次の日に予定されていた会議でございますので、2日付けで結んで、ついでに来たということで持って帰ってもらった部分もございます。

斉藤(裕)委員

こんな入り口のところでやりたくないのですけれども、すごくわかりづらい。

そうしたら、これは2日の時点で相手に契約書が渡っていないのでしょうか。しかも、審査委員会、つまり、価格評価委員会を設置していいよということも相手には伝わっていないということですよ。それを3日にやったということですか。何だかよくわからない。

環境部副参事

2日に書類が届きましたので、それぞれ決裁をとって、委託契約を結びまして、3日の日には本人が来てございますので、その後、契約書を手交した、こういう形で押さえていただきたいと思います。

斉藤(裕)委員

そうしたら、3日にその相手の方が来たときには、審査委員会を開いていいかどうかなんてわからないではないですか。それとも、電話で、いいですよとあれしたのですか。

私は、この手続がおかしいと思っているのは、皆さん、恐らく、一遍に書類を集めてばたばたと部内で押していたのです。なぜかという、受領印が違っているのです、受領の日付が、いいですか。皆さんの説明を、百歩譲ったとしても、受領印の順番を見ていくと、大津部長は、委員に委嘱される前に、大津部長あてに3日の会議の招集が来ているのです。手続上、おかしいでしょう。こんなことはあり得ないことです。だから、本会議でも言いましたけれども、皆さんは一遍に持ち歩いてやった、やったのではないですかと言っているのです。

ところが、今聞いていると、郵送だと。郵送ということは、事前に起案も起こしていないものを、契約書だけではないですよ。契約書と協議書と委嘱状の三つを、それぞれ事前に渡して、送られてきているということです。そんなことは、普通、役所がやるのですか。そして、私は持ち回りしているのかと思ったけれども、郵送だとは思いませんでした。

助役

昨日の答弁とダブるかもしれませんが、今回、10月2日の契約、そしてまた、さらに3日の会議、そういったことを急いだといいますが、そういった経過については昨日もご答弁をさせていただいておりますので、7月末から8月にかけての厚生常任委員会等でもそういった事情を説明させていただいているわけです。

ただ、契約が早期にできなかったのは、先ほども申し上げましたように、協議会の予算そのものが成立していないので契約行為ができないということで、事前の事務手続の作業だけは進めさせていただくというような趣旨の報告もたしかさせていただいていると思っていますから、そういったことを受けて、関係の書類を郵送で送っていただき、そして、2日にこちらの方の決裁をとって、3日に全都清の担当の方が小樽に来られたので、その方に契約書なり一式の書類を手渡したといいますが、そういう流れになっておりますので、その辺の事務手続についてはひとつつそういうことでご理解をいただきたいと思います。

斉藤(裕)委員

全然、説明になっていませんよ。それだったら、きちっと順番立てて説明してください。委嘱される前に案内が来るなんて、そんなのはおかしいのです。説明になっていません。間違ったとか、話を認められるのだったらそれは別だけれども、大体、いつ相手にこの一連の書類を渡したかということを書いていませんよ。

もっと不思議なことがあるのです。全都清の書類、これもナンバーを打たれていますね。審査委員会を設置していいですかという協議書が来ています。この協議書が、協議書の前に大津部長に対する委嘱状がつけられているの

です、ナンバーから言えば。かなり前からこういう話は煮詰まっていたのではないですか。少なくとも、この書類一式を渡したのはいつだったのですか。明確にしてくださいよ。

環境部長

今、副参事に尋ねられましたけれども、今、委員が言いました書類関係については、さっき言いましたように、事前にある程度の打合せをしてきたという経過がございます、準備行為としてですね。そういった中で、一括にして、あらかじめ向こうの公印を押したものは奏請状なり契約書なりは送られてきていました。それについて、うちでは、事務処理をして、2日の契約にしたわけです。

ただ、今、委員がおっしゃるように、一括、同じ日の日付で文書が来ているものですから、書類の受付順番、収発件名簿上の処理が、番号が前後したということでありまして、時系列的には、事務処理の収発件名簿上の処理が前後したというふうなことでありますので、その辺はぜひご理解をいただきたいと思います。

斉藤(裕)委員

そうしたら、昨日は記載の方法が間違っていて、今日は判こを押す日付を間違ったということですね。番号が違ったのではないのですか。一括で来たやつを押し間違ったのでしょうか。委嘱状と審査委員会開催のやつと番号を間違ったのでしょうか。

環境部長

書類の受付の収発件名簿上の処理を、本来は1、2、3とすべきだったのを2、3、1にしたと、事務的なミスということではなくて、処理上の受付担当者の取扱いが結果としてそういうふうになったということですので、ぜひその辺はご理解をいただきたいと思います。

斉藤(裕)委員

こんなところでやりたくないのですけれども、受付担当者の品田課長、どうなのですか。品田さんの判こがついています。

具体的に言いましょう。北後志広域推進協という判この13号と12号です。

(環境)管理課長

ただいま部長の方から申しあげましたとおり、同日の受付でございまして、その書類の番号の関係が前後してといますか、そういうことはあり得るのかなと考えてございます。

斉藤(裕)委員

あり得るから、いいのですか。

いいですか。これを何で問題にしているかという、皆さんは、書類を集めて郵送で送られてきたやつに判こを押したから順番を間違っただけなことを言っているけれども、これは、一つ一つ、契約者、全都清側と推進協との契約行為なのです。そんなまとめて押して順番を間違っただけな話ではないのです。

これは、余りにも雑過ぎる。そう思いませんか。

(総務)総務課長

一般的な書類の受付という感じから、私の方からちょっと答弁させていただきたいのですけれども、この資料の中で、今お話がございました、いわゆる全都清から協議会に対しての委員の委嘱と、それから、環境部長あての委嘱の関係も一緒に、同じ番号でついております。それが、12年10月2日で第13号ということで、日付印を押して品田課長の判も押してあるわけです。これと、今お話のありました、同じ12年度10月2日のいわゆる特定評価委員会の開催という書類が、今お話し趣旨ですと、これは本当は逆ではないかと。12で押してあるところが、本来は13で、13のところは12ではないかという趣旨だと思うのですけれども、今、環境部の方からもお話ししておりますように、同じ書類が同日でもって受けた場合、その中身が違う、例えば、三つなら三つの書類が同時にその日に来たという場合、流れから行けば、本当は13が12であって、12が13であると。流れとしてはそうなるのですけれども、

同じ日に受けて、いわゆる役所の書式として収発件名簿というものがあるのですが、そこには、同じ日であれば同じ日に何々がどこから来たと、そして何番という形で、それが同じ日であれば逆になることもあるわけなのです。ですから、そういう意味では、流れとしては13号のところは12号で、12号のところは13号という方がわかりやすいのですけれども、同じ日に受け付けた場合はこういうこともあり得るということが、役所の場合、文書の処理上はよくあるということだけは申し上げます。

斉藤(裕)委員

それでは、3日のことについて尋ねます。

1時から3時まで、今日渡された資料に基づく会議がありました。

シャンシャン委員会だったのですか。意見か何かがあって、修正の箇所とか、そういうものはなかったのですか。

そして、協議書は何時に出されましたか。

そして、これを了承したのは何時ですか。

環境部長

後半の部分は副参事からお答えしますが、審議会の審議の状況であります。

2時間の中で、比較的短時間に終わったということではあります。最初に手間取ったのは、評価基準を確認するのに若干手間取りましたけれども、評価基準が決まった。選考基準ですね。

選考基準を、向こうがプロポーザルを求めるよう選択をする基準が決まった後は、20社のリストが示されておりまして、そのリストに示された中で、たしか、条件にしておりました灰溶融とかガス化溶融の関係の実績のないたしか7社がすぐにその場でカットになって、13社になりました。そして、13社のうち、おおむね評価委員会の中で時間的な制約だとか、それから、先般、資料で提出しました当日の会議録にもありますように、議題となった基準で選ぶというふうな事の中で、大体3社ないし5社というふうな考え方があって、まず5社を選ぶということになって、その5社を名簿のうちの合格をした13社の中の上位から5社を選んだと。その5社を選ぶに当たっても、5社を個別的に審査するという事は、基本的には廃棄物関係の受注高の順番に資料が既に整理されておりました。それとも一つ、私の記憶では、委員の皆さんは、コンサルタントを、いずれもある意味では内容的によく知っているようだったので、あえてそれぞれのコンサルタント、5位までのコンサルタントの中身を云々するというのではなくて、受注の順位と、今言ったガス化溶融なり灰溶融関係の実績のある部分をまず最初に上位から5社を、言葉はちょっと適切ではありませんけれども、単純に上位から5社を選んだ。それまでの時間は比較的短時間だという記憶をしております。むしろ、その都度、委員長などからの発言があって、6社目の地元云々という関係での議論に若干時間をとった、そんなような形の中で、予定どおりといいますか、この会議録にありますように、あるいは答弁でも説明をいたしましたように、3時までの中で審議を終了したと。

それから、評価基準については、一部、当初の事務局案をこの会議の場で手直しをしている部分がありますけれども、それも、今日、資料で提出しました当日の全都清の会議録の中で、若干こういう部分をつけ加えようというふうなことの修正は行ったということでございます。

環境部副参事

10月3日の何時に渡したかということのご質問かと思えますけれども、時間的なことは、去年の10月の話なものですから、ちょっと失念しております。

斉藤(裕)委員

一連の流れの10月2日から3日までに、何をいつ相手に送って、こういうのを整理して示してください。

環境部長に尋ねますが、昨日の答弁なのですが、受託者と委託者の間での混合ということはずいとい。これは、業務監督員の話に触れたときに部長がこう答弁されましたけれども、これはどういうことですか。もう少し詳しく説明してもらえませんか。

環境部長

混合ということについてですけれども、これは、斉藤(裕)委員の質問の中にありました受託者が委託者の立場で仕事をするということ、それはまずいというふうなこと、たしか主張の中で言っておられたと思うのですが、そのこと自体を指しております。現場監督員である者が、現場監督員というのは委託者の立場ですから、協議会の立場ですから、その者が受託者である全都清の立場で仕事をするのはまずい、そういう意味でその言葉を使わせていただきました。

斉藤(裕)委員

今回の評価委員会は、全都清からの委嘱ですね。つまり、全都清の仕事ですね。これは確認します。

環境部長

そのとおりです。

斉藤(裕)委員

契約日前の9月29日と30日、大津部長は、全都清が設置する委託業者特定評価委員会の在京委員2名を訪問し、協力要請と打合せを行っています。これは、今、数十秒前に答えられた全都清の仕事を、委託者の側が受託者の仕事をしている、このことに当たるのではないですか。

ましてや、協力要請というのは一体何なのですか。在京委員の2人に協力要請をする。推進協議会の立場で何か協力要請をするものはあったのですか。

環境部長

それを訪問いたしましたのは、全都清側から小樽市の事情を1回説明しておいた方がいいというアドバイスを受けたのと、それから、一般的な意味で、小樽のことについて、小樽のためにということで、儀礼的な意味で訪問をして、よろしくというふうなことで訪問をしたつもりでございます。

斉藤(裕)委員

協力要請をする立場にないでしょう。全都清がその段取りをするのではないですか、それ。何で、大津部長は、そのときにもう既に知っていたのだろうけれども、自分も一委員として指名されるということを知っていたのでしょうか、多分。それは不思議ではないです。まして、皆さんは発注者側だと言っているのではないですか。それを、何で、受注者側に、アドバイスがあったといえども、何であいさつをしに行かなければならないのですか。おかしいのではないですか、それは。そのことをご存じの人はだれなのですか。

環境部長

ぜひご理解いただきたいのですが、さっき言いましたように、協力要請という言葉を使っていますが、小樽のことについていろいろご尽力を願うので、儀礼的な意味で協力をお願いしたということです。

それから、もう少し厳密に言いますと、予定はしておりましたが、発注者に正式に会ったのは契約によってでございますので、ある意味では29日の段階ではまだ発注者の立場では、これはあえて申し上げるまでもないことかもしれませんが、前段に申し上げましたように、地元の状況を説明するということと、小樽のことでお世話になるのでよろしくという儀礼的な部分で協力をお願いしますということでやったということでございますので、その辺はぜひご理解をいただきたいと思えます。

斉藤(裕)委員

そんな屈辱を言うのだったら、設置も決まっていなかった価格評価委員会の委員にあいさつに行くなんて、そんな矛盾したことはあるのですか。契約がどうだとかこうだとか、契約日前に云々という話だったら、そうしたら、委員会自体が、設置なんて、その時点でまだ承諾されていないのですよ。冗談ではありませんよ、これは。部長が数分前に言ったのではないですか、受託者と委託者の間の混合はまずいのだと。誤解を生じたとしたって、疑われたって、そんなのはしょうがないではないですか。答弁が全然違いますよ。

環境部長

何度も繰り返すようですけれども、29日の段階で2名の委員の方をお訪ねいたしましたのは、委託者の立場というよりは、地元の担当の者として儀礼的なあいさつに行ったということですので、その辺はぜひご理解をいただきたいと思います。

斉藤(裕)委員

ところで、28、29、私の見落としではないと思うのですが、旅行命令簿に載っていないのはどうしてですか。載っていますか。

(環境)管理課長

資料といえますか、情報を開示した中には入ってございませんけれども、ちょっと調べさせていただきたいと思います。

斉藤(裕)委員

もうやめますけれども、市長に尋ねたいと思います。

まず、この一連の流れはどうお感じになりますか。

適切、的確な事務で行われていたのか。私はおかしいと思う。郵送で行ったり来たりなどという話もおかしいと思うし、まとめて書類が来るのもおかしいと思うし、そして、今日まで示された資料によりますと、全都清側が道内1社を入れたことになって計6社で技術提案をしたことになっているのです。ここに、全都清が最終的に結論を出したコメントの一覧表が載っているのです。6社のうち、技術提案は具体的なものがなかったコンサルが2社、主体性のなさなど技術提案内容に不十分さを感じるところが1社、小樽に来ていないコンサルが1社、この6社で技術提案が行われているのです。こんなことで市民に説明がつくかということです。主体性がない、具体的技術提案をしないコンサルタント、そのページの一番下の欄です。

これは、どんどん疑惑が、疑惑ではなくて疑問が膨らむ。市長は、自信を持ってこれは適切だったと今の時点で言えますか。

市長

たしか昨日もお答えしましたが、14年度着工という一つのタイムリミットといえますか、そういう過程の中で作業を進めてきたということが一つあります。確かに、今ご指摘のように、書類のやりとりといえますか、正規の場合であれば本来は行ったり来たりということで時間がかかりますが、そういうタイムリミットの中で仕事をしてきたと、確かにそういう時間的制約の中でした関係で、ちょっと誤解を生むようなことになっておりますけれども、我々としては、専門家にこういうことをお願いしたわけですから、それを信用して進めていくということだと思います。

ただ、6社目の企業につきましては、一つは地元であるし、桃内のそういった計画をつくったという業者であります。しかも、私も、直接、全都清の専務に話を聞きましたが、地元の企業の育成という観点でこういった仕事をやらせて企業を伸ばしていったらどうですかというようなことで選定をさせていただいたというようなことでございますので、私としては、一部、そういった時間的な問題がありましたけれども、ほぼ適正に行われた、こういうふうに思っています。

斉藤(裕)委員

大津部長は北海道開発庁へ行っていますね。なぜ行かれたのかを説明してください。

環境部長

北海道開発庁へ行きましたのは、技術提案をした1社の中からの提案として、北海道開発庁ではごみの廃熱利用の調査事業をやっている、その調査事業をやっている関係の部分、一部、私たちが受け持っている。そういった中で、開発庁なり元請のところ、どこになるかは今はちょっと記憶がありませんけれども、元請のところの話が

らすると、調査対象に小樽も考えられているようだというふうなお話をお聞きしましたので、その内容を、直接、北海道開発庁の方に、どういふことなのかということで、それを調査に参りました。

斉藤(裕)委員

また、市長にお尋ねいたしますけれども、市長は、10月3日の協議書というのは当然見られているのですね。了承されているのですね。

市長

3日に来た協議書については、見たかどうか記憶がありません。はっきりしていません。

斉藤(裕)委員

終わります。

委員長

それでは、市民クラブの質疑を終結をいたしまして、自民党に移します。

見楚谷委員

IT講習の推進状況について

この委員会の終了の目途は5時ということでありまして、1点だけ、IT講習の推進状況についてだけお伺いをしていきたいと思ひます。

代表質問の中でもいろいろお尋ねをいたしました。これは、全国民がインターネットを使えるようになるという国民運動の一環であると。国民全体で550万人の皆さん方が講習を受けられるという壮大な事業でありますけれども、ご答弁の中では、今年は1期から3期の三つに分けて約6,900人の方々に受講をしていただきたい。それも、20人を1グループとして100組、第1回は2,000人、対象者は主婦、勤労者、高齢者というような形の中でご答弁をいただきました。

その中で、例えば、精通されている学生の皆さん方も当然対象になるでしょうし、また、身体に障害を持たれている方も当然対象になるだろうということで、そこら辺のことはどのように対応されているのか、まずお答えをしていただきたいと思ひます。

(企画)安達主幹

まず、対象者でございますけれども、今回の国の制度は、あくまでも20歳以上の方を対象とするように考えております。ですから、まず、学生につきましても、これは20歳以上の募集になるわけでございます。ただ、恐らく、これからどのような応募状況になってくるのかは別にいたしまして、例えば、家族で受けたい方が、中に19歳の学生がいて、子供と一緒に受けたい親だとか、そういったような方が出る可能性もあろうかと思ひます。そういった取扱いについては、今、内部で細部についてもいろいろ検討をしていきたいというふうには思っております。

それから、障害者の方につきましては、今回、IT講習の会場の一つに生涯学習プラザがございますので、ここでは、恐らく車いすで来られる程度の方ぐらいについては一応は対応できるのではないかと思っております。さらに、いろいろな状況の方がおられるというふうには思っておりますし、当然、そういった方たちも、こういった意欲のある方については、そういった講習をぜひ受けるべきだというふうには思っております。現在、短い時間の中で事業を進めておりますけれども、今後につきましては、福祉部などとも協議いたしまして、そういった方の受講の機会をつくっていくような努力を検討してまいりたいというふうには考えております。

見楚谷委員

それと、先ほど申し上げましたように、今、1グループが20人程度ということで、2時間講習をして6回という形の中で進められるというふうになっております。これは、1期だけで100講座以上あるわけですから、非常に大変な事業なのかなというふうには確かに思っております。

そのような状況の中で、代質の中でもご質問いたしましたけれども、数を聞けば聞くほど、講師の確保、会場の確保、それと、20名に対して講師が1、助手1ということになっています。これは、募集の方法等も、小樽市の中でパソコン教室等を開かれている方も当然お願いをするような形になると思いますけれども、これは5月から始まるという事業ですから、具体的にもう少し詳しくお答えいただきたい。

(企画)安達主幹

今、私どもの方で、この募集については、再度、詰めている段階でございまして、5月からということでございますので、4月の早い時期に、リーフレットなどによって市民の皆様方にお知らせをしたいということで作業を進めております。

そういった中では、今回の第1期については、2,000人、約100講座といったことを予定しておりますので、それぞれの会場と時間、曜日、こういったことを市民の皆さん方に一つ一つお示しいくような形の中で受講の希望をとっていかなければならない、募集していかなければならない。今はそういったことで作業をしているところでございます。

それから、講師につきましましては、いろいろな考え方がございますけれども、やはり、今回は、市民の方々の中でも高齢者の方だとか、各界各層の市民の方もいろいろございますので、私どもといたしましては、現在、地元でパソコンスクールなどをやられている業者の方たちを中心に現在いろいろな事前協議を進めてございまして、そういったいわゆるプロの方に講師になっていただくような方向で作業を進めております。

見楚谷委員

当然、これはプロという形にはなろうかと思えます。

それで、5月からですから、4月に募集を始めるというような話ですけれども、1カ月以内の間に、何せ対象人数が2,000ですから、20や30という話ではないので、やはり事前に相当PRをしながらやらないと、幸いなことに、今日、道新の方で大きくPRをしていただきましたけれども、それはそれとして、やはり市として、3月中に事前に前倒しをしてPRしていきながら、講習の目途、それから人数の募集、そういうものを大いにやらないと難しいのではないかという気がするのです。

それと、今、講習を受けられます第1期生の中でもって2,000人ですけれども、私たちのように、正直に言ってパソコンなんてやったことがない人がいるわけですよ。それで、やってみたいと思って、12時間では恐らくだめでしょう。そういう中で、再度、またやってみたいと、そういうのは条件的にはどういうふうな形になるわけですか。

(企画)安達主幹

まず、PRでございますけれども、私どもも、別にそのことについては気を使っておりまして、できるだけ多くの方たちに知られるように、いろいろな手当てを考えていきたいと。幸い、せんだって、代表質問の答弁の中の方針検討の中で、今も相当にご熱心な方々からも問い合わせもあり、市民の意欲も出されております。当然、リーフレットのほか、報道依頼もそれなりにする、あるいはFMおたるの関係なども含めて、いろいろな形でのPRについては今考えているところです。

それから、検討もされているわけでございますけれども、確かに、この12時間の中で習熟をするということは、私どもも非常に難しいというふうに思っております。そういった面で、今は講習の進め方についての工夫なども含めまして、講師の関係もございまして、今回についてはあくまでも基本操作、こういったことを重点に置いてございまして、何とかカリキュラムをこなせるようにはしていきたい。

それから、再度講習といった今のご意見もございまして。これは、国の制度から言えば、できれば1回という言い方なのですが、こういった要望については、まだやってみなければわからない要素もございまして、そういった動きを見ながら進めていきたいと考えております。

見楚谷委員

確かに、12時間では、手先の器用な方は覚えるでしょうけれども、まず最初はキーボードですよね。覚えなければいけない。そういうような状況からやっていくと、大変厳しいというか、難しいというのか、やりたいという人が来ても、当然、難しいのではないかということが現状としてあるのかなと思います。

今、その上でもって募集をされて、答弁の中でも地域的な利便性を考えて講習会場なりを決めていきたいとありました。当然、そういうふうになると、私が考えるところによると、土・日、夜間という形の中で受講希望をする方が集中をするのではないか。その集中したところを、今度はどうさばいていくのだという問題が出てくるわけです。そこら辺のところは、どういうふうに解決されていこうとしているのか、ちょっとお知らせしていただきたい。

(企画)安達主幹

まず、これだけ多くの方々に講習を受けていただきたいということでございまして、現在、私どもとしては、市内中心部のほかに、塩谷方面、銭函方面の会場の確保で今いろいろ調整しておりまして、ほぼ固まっているというふうに思っております。これは、またきちとした形でお示したいというふうに思っています。

さらにはまた、平日、土・日の速修コースだとか、2時間、6時間ではなくて、3時間のコース、そんなようなことも含めまして、いろいろなパターンをお示していくというふうに考えてございます。

ただ、この中でも、実は募集をしてみなければ何とも言えないという要素もございまして。ですから、募集する方には、第1希望、第2希望、第3希望まで書いてもらうかどうかはこれからですけれども、何通りかの希望を出してもらって、そして、できるだけ過密にならないように整理をしながら皆さん方にご案内をしていきたい、このように考えております。

見楚谷委員

当然、20歳以上の成人ですから、その地域によっては高齢者の方々が集まったり、中には若い方も入るだろうし、お年寄りも入るだろうし、そういう形の中でばらつきが出てくるわけです。代表質問の中でも、私たち中高年者という話をしましたけれども、そういうような状況の中で、教室づくりというか、そういうのが非常に難しくなるだろうというふうに思います。そういうところは、これからの状況の中でもっていろいろ検討されていくと思います。

ただ、5月から始まる1期の部分、2,000人を対象としてやるわけですが、代表質問のご答弁の中では、1期の状況を見ながら2期目、3期目というものを計画していられるというふうにご答弁されているわけです。1期の状況ということは、当然、人が集まるか、集まらないかの部分もあり、それから、受講されても12時間で習得できなかったというようなことも、いろいろな状況があると思うので、その状況というのをちょっとお示しいたきたい。

(企画)安達主幹

確かに、ご指摘のように、募集をした中でこういった階層の方たちがこういった形の中で集まってくるのかということは、私どもは予測できない部分でございまして。そういった中で、例えば、高齢者の方たちの教室をつくるのか、主婦層の方々の教室をつくるのか、あるいは若い方の教室とか、いろいろな考え方が今は出ています。また一方で、あえてそういうふうに分けない方が人と人との交流にもつながるのではないかといった考え方もございまして、やはり、そういった募集状況を見ながらそういった検討をしていかなければならないだろうと。

ただ、講師につきましては、今回、1人の講師ではなくて、講師の助手といったものをつけまして、できるだけ一人一人の形に配慮しながら進めていきたいと思っております。

ただ、私どもも実は非常に心配していることがあるわけですが、例えば、12時間という一つの構成でございまして。ですから、そういった中でどの程度まで習熟が進むのかとか、そういったことで本当に進めてみなければわからないことがございまして。そういったいろいろな教訓を得ながら、1期の中でも改善すべきものは改善していく、そして、それを2期、3期につなげていくような努力をしていかなければならない、このように考えております。

見楚谷委員

今、1期の状況を見ながら、約6,900人の小樽市民の皆さん方に講習していただきたいと。今言われたように、例えば、助手が1人つきますから、学校の制度みたいな形の中で落ちこぼれないようにぜひお願いを申し上げておきます。

やはり、PRが第一だろうというふうに思います。興味を持っていただかないと、機械類というのはなかなかやってみようという気にならないのです。今、小さい子供たちはすぐに習いますけれども、やはり高齢者の方々、それから主婦の皆さん方というのは、意外と取っつきづらい部分があるのかなという気がしますので、ぜひPRをどんどんしていただいて、1期の2,000人は1回でもって皆さん習得して2期目に向かうというような形の中で、ぜひ検討していただきながら、お願いをして、質問を終わります。

委員長

それでは、自民党の質疑を終結します。

(環境)管理課長

先ほどの斉藤(裕)委員のご質問で、旅行命令簿の関係でございますけれども、情報公開時に、委託契約の締結あたりというお話の中で、命令月日9月25日以降の分を出してございますが、先ほどの出張期間が9月29日から30日のものは、前ページに9月21日付けで命令番号77で載せてございます。

以上でございます。

委員長

以上をもって本日の質疑を終結し、散会いたします。